

対馬市地域福祉計画

ふれあい・わかちあい・支えあい
みんなでつくる幸せつしま

平成20-24年度



平成20年3月

対馬市

はじめに



少子高齢化が急速に進む中で、子育て支援、高齢者、障がいのある人への支援など福祉のニーズは増大し、また核家族化の進行などにより、家族や地域のつながりが希薄となるなど地域社会も変化してきており、地域における福祉ニーズや生活における課題は複雑、多様化しています。

これらすべての福祉ニーズや生活課題を解決するためには、公的制度による支援だけでなく、地域における福祉の向上の取り組みが不可欠となってきております。

これからのまちづくりは、行政はもとより地域住民、ボランティア、NPO、社会福祉事業者、企業等が共に考え、共に取り組み、子どもも高齢者も、障がいのある人も全ての人々が尊厳をもって、家庭や住み慣れた地域で本当に安心して生活を営むことができるよう、地域でのきめ細やかな支え合いが求められています。

そこで本市では、市民の皆様の参画や協働を得て「ふれあい・わかちあい・支えあい みんなでつくる幸せつしま」を将来像とする「対馬市地域福祉計画」を策定しました。

この計画は、誰もが愛着ある住み慣れた地域で幸せに暮らせるように、市民の皆さんが自分たちの暮らしている地域に関心を持ち、地域の課題を共有し、お互いに助け合い・支え合う地域づくりを目指すものです。

市としましても、市民をはじめ、地区、ボランティア、福祉施設等の皆様と連携を図り、計画の実現へ向け取り組みを進めて参りますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、この計画を策定するにあたり、貴重な御意見をいただきました「対馬市地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様、そしてアンケート調査及びヒアリング調査並びに地区座談会にご協力をいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 20 年 3 月

対馬市長 松 村 良 幸

目 次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2 地域福祉の考え方..... | 1 |
| 3 計画の位置づけ..... | 4 |
| 4 計画の期間..... | 4 |
| 5 策定の体制..... | 5 |
| 第2章 対馬市の概況 | 8 |
| 1 沿革・位置・面積・地勢..... | 8 |
| 2 人口・世帯数..... | 8 |
| 3 高齢者、障がい者の状況..... | 10 |
| 4 就業の状況..... | 12 |
| 5 地域福祉に関する資源・活動の状況..... | 13 |
| 第3章 対馬市の地域福祉の現状・課題 | 21 |
| 1 アンケート調査結果にみる市民の意識・状況..... | 21 |
| 2 ヒアリング調査結果にみる分野別団体・機関の活動上の課題..... | 30 |
| 3 地区座談会にみる地区の現状・課題..... | 31 |
| 4 策定委員会分科会から見る分野別の現状・課題..... | 37 |
| 5 課題のまとめ..... | 38 |
| 第4章 計画の基本的な考え方 | 39 |
| 1 基本理念と将来像..... | 39 |
| 2 基本目標..... | 40 |
| 3 取り組みの体系..... | 41 |
| 第5章 取り組み内容と役割分担 | 42 |
| 1 みんなで支え合う地域づくり..... | 42 |
| 2 自分にあった支援を受けながら暮らせる地域づくり..... | 49 |
| 3 柔軟な福祉の取り組みが行われる地域づくり..... | 54 |
| 4 安心して住みよい地域づくり..... | 56 |
| 第6章 計画の推進 | 60 |
| 1 計画の実施体制..... | 60 |
| 2 計画の点検・評価..... | 60 |
| 資 料 | 61 |
| ■対馬市地域福祉計画策定委員会設置要綱..... | 61 |
| ■対馬市地域福祉計画策定委員会委員名簿..... | 62 |
| ■対馬市地域福祉計画庁内プロジェクト会議委員名簿..... | 63 |
| ■用語解説..... | 64 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進む中で、核家族化の進行、地域意識の希薄化が叫ばれ、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあります。また、高齢者のみの世帯、とりわけ一人暮らしの高齢者の増加がみられる一方で、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加など新しい社会問題が増加しています。このような中で、住民の生活ニーズは多種多様なものとなり、従来の公的なサービスのみでは対応できなくなってきました。

そこで、住民によるお互いの支え合い・助け合いの支援と、公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が必要となっています。また、サービスの提供のあり方についても、より身近な地域で、より柔軟なサービスを提供することが求められています。

こうした状況の中、平成12年に社会福祉に関する基本法であった「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正されました。これにより、サービスの利用者と提供者の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対して、地域における総合的な支援体制を確立するとともに、住民自身の積極的な参加による福祉の文化を創造することをめざして、地域福祉計画の策定が位置づけられました。

地域の中で様々な保健福祉サービスが効果的に展開されることはもちろんのこと、住民をはじめとして、町内会・ボランティア・NPO・福祉施設等、地域に関わる様々な担い手が連携し、地域で課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

このような背景から、住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域における保健福祉に関する活動等を積極的に推進するため、その指針となる「対馬市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉の考え方

私たちがともに暮らすこの地域は、少子高齢社会の進展の中にあります。そしてその中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援や子どもたちの健全育成、障がいのある人への支援といった実に様々な側面があります。それらのサービスの提供や支援は、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されたり、民間の独自の取り組みとして実施されたりしています。そして、地域ボランティアや福祉サービス事業者などの人たちが、その大きな担い手として活躍されています。

私たちは、生きている限り年をとることは誰しもが避けられないことですし、また、子育てや事故、病気で手助けを必要とする場合も多々あります。このように考えると、前述したような「福祉」は、ある特別な人たちを対象としたものではなく、生活の様々な場面で誰しもが「福祉」に関わって生きていると言えます。

今後、少子高齢化の問題や近所付き合いの減少、景気の伸び悩みなどが私たちの暮らしに大きな影響を与え、様々な課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、地域住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かすことが必要です。そのうえで、地域でともに暮らす人たちが互いに支え合い助け合いながら、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の考え方です。

【地域の役割】

地域での課題について、よりよい方策を見出していくためには、

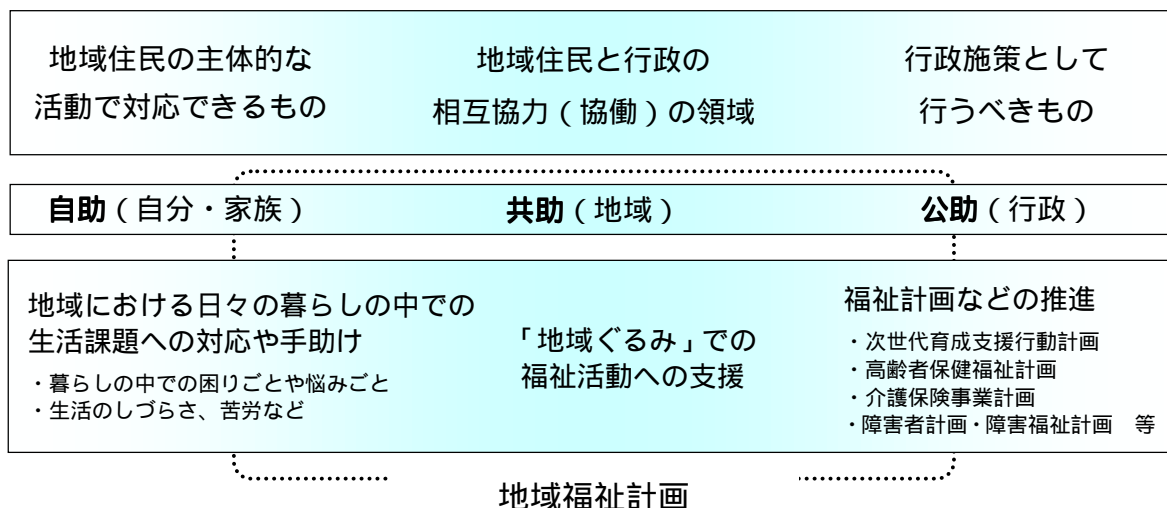
地域ごとに内容が様々であり、地域の実情に応じた多様な対応が必要
日常生活に密着したものであり、きめ細かな個別の対応が必要

であることから、全市的に統一した公的な福祉サービス（公助）で対応するだけでなく、各地域において、市民が行政との協働・役割分担のもとで、「地域での支え合い・助け合いによる福祉（共助）」で対応することが重要になります。

< 地域福祉の向上に向けた3つの助け >

| | |
|--------------------|---|
| じじよ 自助 | 個人や家族による支え合い・助け合い (自分でできることは自分です) |
| きょうじよ 共助 | 地域社会における相互扶助 (隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う) 地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え (「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う) |
| こうじよ 公助 | 公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供 (行政でなければできないことは、行政がしっかりとする) |

< 「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係(イメージ) >



社会福祉法(抜粋)

(目的)

第1条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

平成12年、それまでの「社会福祉事業法」は改正され、「社会福祉法」となりました。その際同法の目的を示す条文の中に「地域福祉」という言葉が使用されることになりました。そして同法では、関連する条文において「地域福祉」の推進などに関する考え方や施策の進め方などが明記されています。

(地域福祉推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正される中で、地域住民並びに社会福祉に関する活動を行うもの(地域ボランティア等)が、公的機関や社会福祉法人などとともに連携を図りながら、地域福祉の推進の重要な担い手とならなければならないことが明記されました。

3 計画の位置づけ

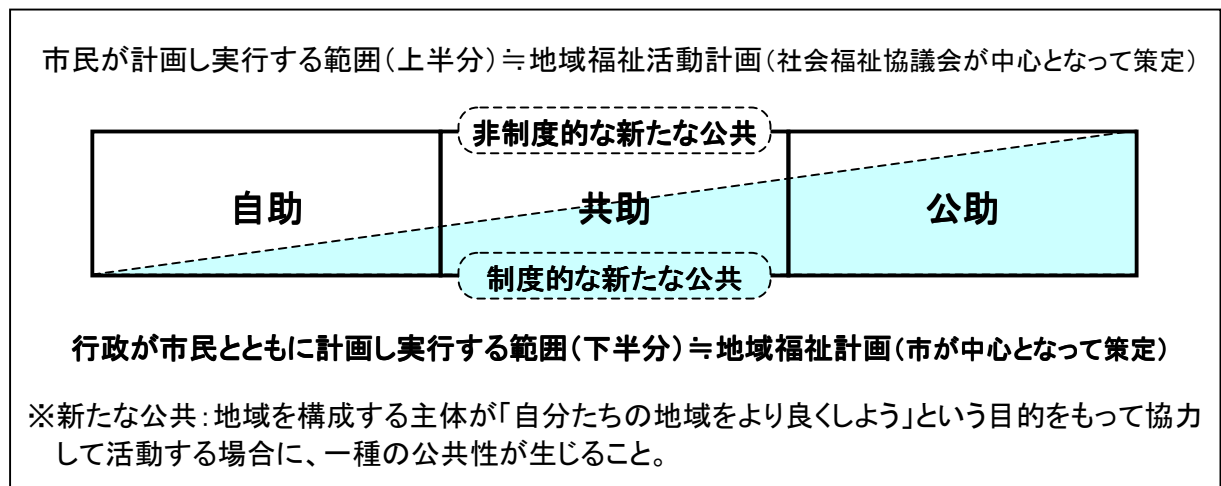
本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。対馬市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画との整合性・連携を図りながら、幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

なお、本計画と対馬市社会福祉協議会が平成 19 年度から平成 20 年度にかけて策定する「地域福祉活動計画」とは、理念・方向性を同じくするものであり、両計画の策定にあたっては、その過程や内容の共有を図るものです。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の比較】

| | 地域福祉計画 | 地域福祉活動計画 |
|--------|-------------------------------------|--------------|
| 作成主体 | 行政 | 社会福祉協議会 |
| 性格 | 行政計画 | 民間計画 |
| 理念・方向性 | 公民協働で地域の課題の把握、解決への取り組みを行い地域福祉を推進する。 | |
| 内容 | ・公的福祉サービスの基盤整備及び提供 ・民間福祉サービスの支援 | ・民間福祉サービスの提供 |
| | 行政・民間福祉サービスの連携、協働、コーディネート | |

【地域福祉計画・地域福祉活動計画と自助・共助・公助の区分概念】

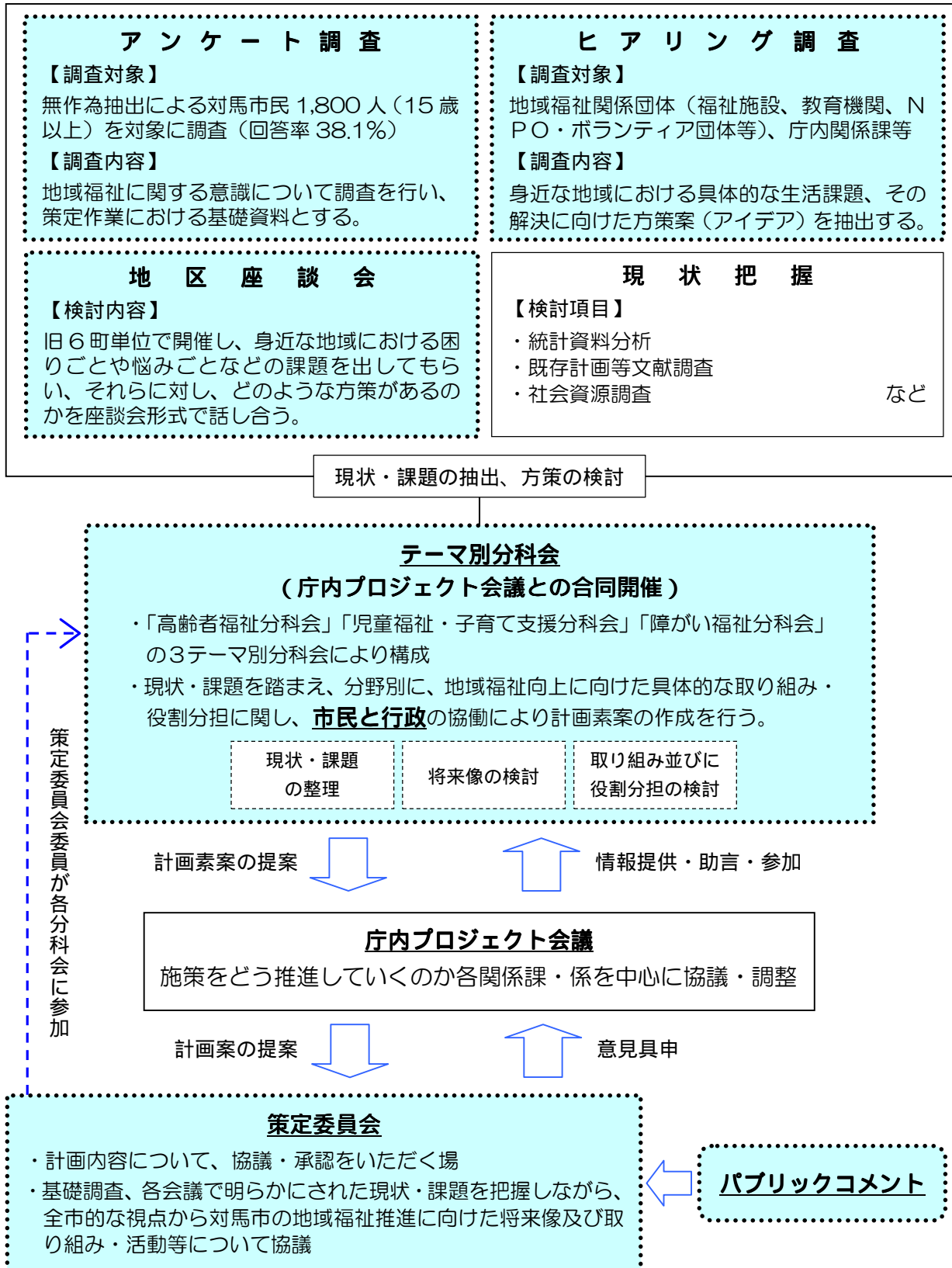


4 計画の期間

本計画の期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

5 策定の体制

本計画を市民と行政の協働の計画としていくため、アンケート調査・ヒアリング調査・地区座談会及びテーマ別分科会の実施によって、市民の声を取り入れました。



※ は、市民参加による策定プロセスを示す

【アンケート調査の実施概要】

- (1) 調査実施期間：平成 19 年 8 月 16 日～31 日
- (2) 調査対象者：対馬市在住の満 15 歳以上の方から無作為に抽出した 1,800 人
- (3) 調査方法：郵送配付・郵送回収、本人記入方式
- (4) 配付数及び回答状況等：配付数 1,800 回答数 685 回答率 38.1%

【ヒアリング調査の実施概要】

- (1) 調査実施期間：平成 19 年 8 月～9 月（調査票配付・回収）
平成 19 年 10 月 30・31 日（聴き取り）

- (2) 調査対象者：

（地域福祉分野）

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| ○NPO法人対馬郷宿 | ・NPO法人与良郷 |
| ・対馬市民生委員児童委員協議会連合会 | ・対馬市母子寡婦福祉連合会 |
| ・県立上対馬高等学校ボランティア同好会 | ・上対馬町婦人連絡協議会 |
| ・トトリの会、不登校の子どもを持つ親の会 | ・対馬市食生活改善推進協議会 (厳原支部・峰支部) |

（高齢者福祉分野）

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○対馬市シルバー人材センター | ○シルバーボランティア「しあわせ会」 |
| ・介護老人保健施設 結石山荘 | ・対馬市老人クラブ連合会 |
| ・養護老人ホーム丸山 | ・対馬老人ホーム |
| ・上県町通所介護事業所 喜多の苑 | ・特別養護老人ホームわたづみ |

（児童福祉・子育て分野）

- | | |
|------------------|--------------|
| ○美津島町地域子育て支援センター | ○地域で子育てを楽しむ会 |
| ・あすか学童クラブ | |

（障害福祉分野）

- | | |
|---------------------|------------------|
| ○対馬市こどもデイサービスセンター | ○精神ボランティア「やまびこ」 |
| ○精神障害者地域活動所 さわやか | ・対馬市身体障害者福祉協会連合会 |
| ・対馬市手をつなぐ育成会 | ・あいネットつしま |
| ・対馬市精神障害者家族会(ひまわり会) | ・対馬学園 |
| ・あゆみ園 | ・杉の木ホーム |

（その他）

- | | |
|--------|---------|
| ○対馬青年団 | ・市役所各部局 |
|--------|---------|

※回答のあった団体のみを掲載 ※○印は聴き取りを行った団体

- (3) 調査方法：事前に配付・回収した調査票をもとに対象を抽出し、聴き取りを実施

【地区座談会の実施概要】

(1) 開催地区・期日・場所

| 地域 | 期日 | | 場所 |
|-----|-----------|-----------|------------------|
| | 第1回 | 第2回 | |
| 厳原 | 10月15日(月) | 10月29日(月) | 対馬市交流センター3階第1会議室 |
| 美津島 | 10月16日(火) | 10月30日(火) | 美津島文化会館3階大会議室 |
| 豊玉 | 10月17日(水) | 10月31日(水) | 豊玉支所3階大会議室 |
| 峰 | 10月17日(水) | 10月31日(水) | 峰地区公民館2階講堂 |
| 上県 | 10月16日(火) | 10月30日(火) | 上県支所別館会議室 |
| 上対馬 | 10月15日(月) | 10月29日(月) | 上対馬総合センター2階研修室 |

(2) 参加対象

地区住民、民生委員・児童委員、老人クラブ、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、青少年健全育成連絡協議会、小・中学校PTA、社会福祉協議会、婦人会 ほか

(3) 実施内容

| | |
|-----|--|
| 第1回 | <p>目的:地域における課題の掘り起こし</p> <p>方法:グループワーク(1グループ6~8名)</p> <p>ねらい:各人の経験を踏まえ、多種多様な状況・立場を想像しながら、生活に密着した身近な地域における困りごと・悩みごと(生活課題)に関する掘り起こしを少人数のグループ討議により実施。</p> <p>作業を通じ、自分と違う生活環境(家族構成や年齢差、障がいの有無など)の場合、具体的にどんなことが生活課題となっているのかわからないことが意外と多いことについても理解する機会とする。</p> |
| 第2回 | <p>目的:地域における課題に対する方策案</p> <p>方法:グループワーク(1グループ6~8名)</p> <p>ねらい:第1回地区座談会の結果、整理された生活課題を各グループで2つ程度選択し、それに対する方策案を「自助・共助・公助」の観点から検討する。特に共助の部分については、将来具体的な活動へ結び付けていくなききっかけづくり、動機付けを行うための機会とすることをめざす。</p> |

第2章 対馬市の概況

1 沿革・位置・面積・地勢

平成16年3月1日に旧6町（厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町）が合併して誕生した本市は、九州最北端、日本海の西側に位置する南北82km、東西18kmの細長い島のまちです。708.66 km²の面積を有し、島としては日本で3番目の大きさです。北西は対馬海峡（西水道）を隔てて朝鮮半島に面し、南東は対馬海峡（東水道）を隔てて壱岐島、九州本土に面しており、博多までの海路138kmに対して韓国の釜山まではその半分以下の49.5kmの近さにある国境の島です。

山間部が多く平地が少ないことから、市街地と点在する集落が離れており、地域の生活環境にも大きな違いがみられます。

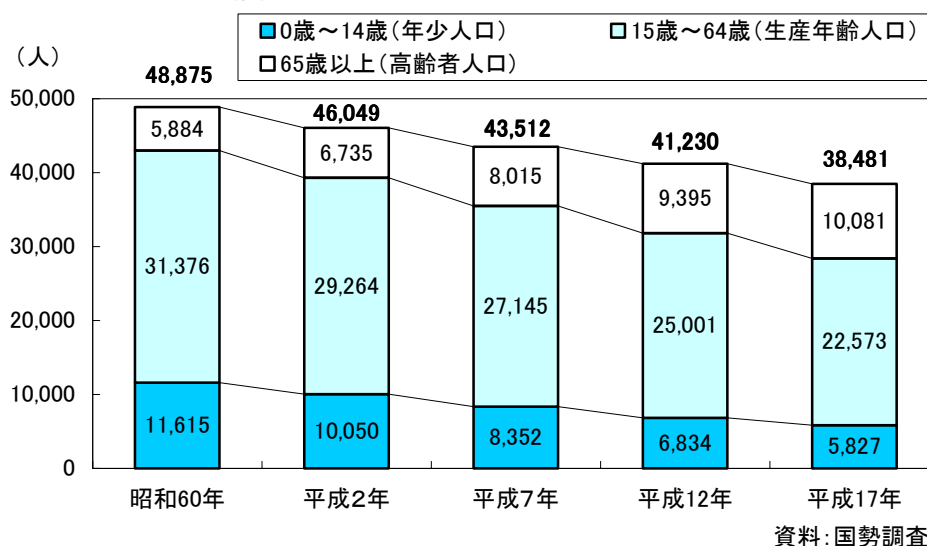
2 人口・世帯数

（1）人口及び人口構成の推移

本市の人口は、近年減少の一途をたどっており、平成17年では20年前の昭和60年に比べ21.3%減少しています。

年齢三区分別にみると、そのうち0～14歳の年少人口は49.8%、15～64歳の生産年齢人口は28.1%、それぞれ減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は71.3%増加しており、少子高齢化が急激に進んでいる状況といえます。平成17年の高齢化率は市全体では26.2%と高い割合となっています。

■年齢三区分別人口の推移



地域別の状況をみると、人口増加率は全ての地域で減少傾向にあるものの、平成12年から平成17年の5年間で美津島地域は2.5%減にとどまっているのに対し、峰地域では11.1%減と、人口減少の割合に4倍以上の開きがみられ、その差が顕著です。

また高齢化率は、最も高い峰地域が33.1%で、最も低い厳原地域の高齢化率22.1%と比較して11.0ポイント上回るなど、高齢化の状況に地域差がみられます。

■面積・人口・世帯の状況(市及び各地域)

| | 対馬市 | | | | | | |
|--------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|
| | 対馬市 | 厳原 | 美津島 | 豊玉 | 峰 | 上県 | 上対馬 |
| 面積 | 708.66 km ² | 175.59 km ² | 119.98 km ² | 75.21 km ² | 72.41 km ² | 157.71 km ² | 107.57 km ² |
| 総人口 | 38,481 人 | 14,417 人 | 8,216 人 | 4,259 人 | 2,575 人 | 4,092 人 | 4,922 人 |
| (参考)平成12年総人口 | 41,230 人 | 15,485 人 | 8,423 人 | 4,705 人 | 2,897 人 | 4,494 人 | 5,226 人 |
| 高齢者人口 | 10,081 人 | 3,182 人 | 2,005 人 | 1,198 人 | 852 人 | 1,298 人 | 1,546 人 |
| 高齢化率 | 26.2% | 22.1% | 24.4% | 28.1% | 33.1% | 31.7% | 31.4% |
| 世帯数 | 14,710 世帯 | 5,836 世帯 | 2,868 世帯 | 1,530 世帯 | 984 世帯 | 1,631 世帯 | 1,861 世帯 |
| 人口増加率(5年間) | -6.7% | -6.9% | -2.5% | -9.5% | -11.1% | -8.9% | -5.8% |

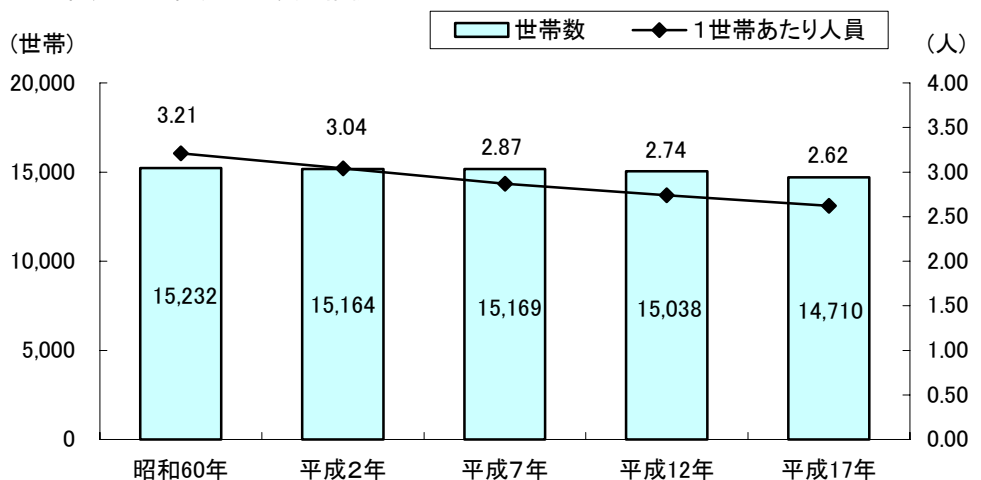
数値は平成17年10月1日現在

人口増加率は平成12年及び平成17年国勢調査の比較

(2) 世帯数の推移

世帯数も近年減少傾向にあります。人口の減少と比べるとその速度は遅く、1世帯あたりの人員が減少し、核家族化が進んでいることがうかがわれます。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



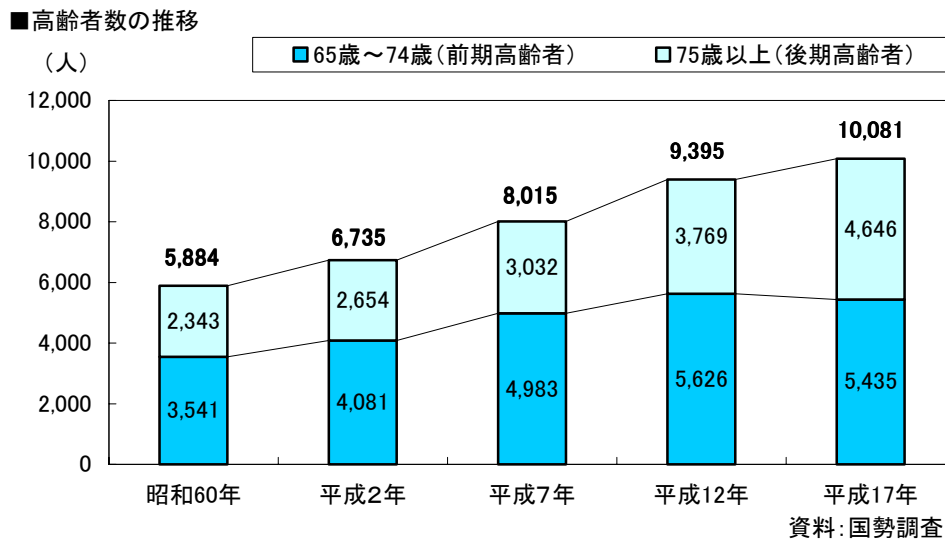
※1世帯あたり人員は総人口／総世帯数として算出

資料：国勢調査

3 高齢者、障がい者の状況

(1) 高齢者数の推移

本市の高齢者数は、年々増加しています。近年特に75歳以上の後期高齢者の増加が著しく、平成17年には全高齢者の46.1%にあたる4,646人が後期高齢者となっています。



(2) 要介護(支援)認定者数

要介護(支援)認定者数は、平成19年5月現在1,901人で、認定率(第1号被保険者数に占める要介護(支援)認定者の割合)は18.1%となっています。認定率は長崎県よりも低いものの、全国よりは高くなっています。また、要介護(支援)度別の割合をみると、「要支援1」「要支援2」の割合が県や全国に比べ高いのが本市の特徴です。

■ 要介護(支援)認定者の状況

単位: 人、%

| | 対馬市 | | 長崎県 | | 全国 | |
|------------|--------|--------|---------|--------|------------|--------|
| | 認定者総数 | に占める割合 | 認定者総数 | に占める割合 | 認定者総数 | に占める割合 |
| 要支援1 | 438 | 23.0 | 16,344 | 22.1 | 528,959 | 12.0 |
| 要支援2 | 292 | 15.4 | 9,794 | 13.2 | 536,770 | 12.1 |
| 経過的要介護 | - | - | 524 | 0.7 | 34,378 | 0.8 |
| 要介護1 | 244 | 12.8 | 14,555 | 19.7 | 858,687 | 19.4 |
| 要介護2 | 287 | 15.1 | 10,338 | 14.0 | 762,219 | 17.2 |
| 要介護3 | 261 | 13.7 | 9,632 | 13.0 | 659,847 | 14.9 |
| 要介護4 | 201 | 10.6 | 6,917 | 9.4 | 550,925 | 12.5 |
| 要介護5 | 178 | 9.4 | 5,853 | 7.9 | 491,249 | 11.1 |
| 合計 | 1,901 | | 73,957 | | 4,423,034 | |
| 第1号被保険者数 | 10,475 | | 358,703 | | 26,866,766 | |
| 要介護(支援)認定率 | 18.1 | | 20.6 | | 16.5 | |

資料: 介護保険事業状況報告(平成19年5月分)

(3) 障害者手帳等所持者数

平成19年9月現在、身体障害者手帳の所持者は2,290人、療育手帳の所持者は312人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は238人、特定疾患医療受給者証の所持者は229人となっています。

■障害者手帳等所持者数

単位：人

| | | 平成18年3月 | 平成19年9月 |
|----------------|-----------------|---------|---------|
| 身体障害者手帳所持者 | 視覚障がい | 236 | 223 |
| | 聴覚・平衡機能障がい | 291 | 302 |
| | 音声・言語・そしゃく機能障がい | 18 | 17 |
| | 肢体不自由 | 1,096 | 1,095 |
| | 内部障がい | 618 | 653 |
| | 合計 | 2,259 | 2,290 |
| 療育手帳所持者 | | 268 | 312 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | | 211 | 238 |
| 特定疾患医療受給者証所持者 | | 203 | 229 |

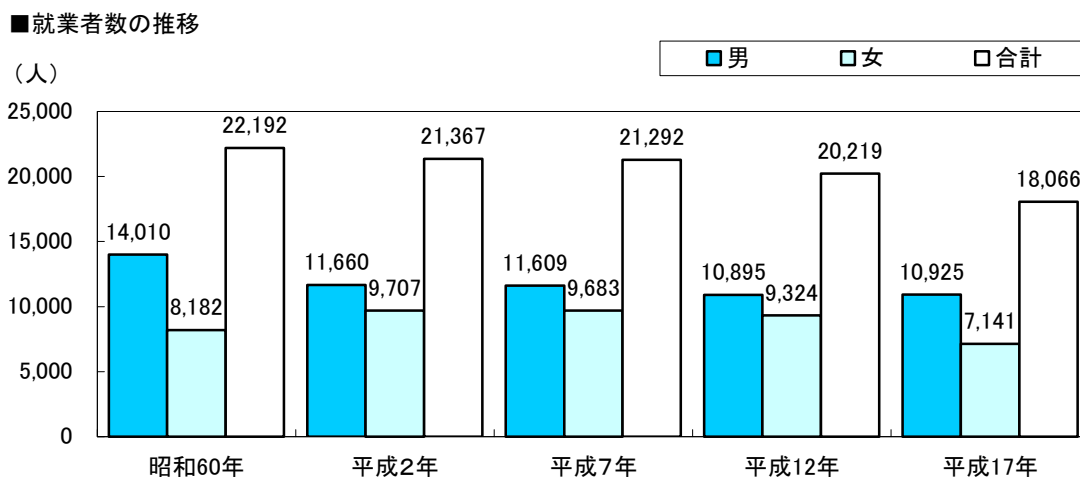
資料：対馬市障害者福祉計画及び障害福祉計画、福祉課資料



4 就業の状況

(1) 就業者数の推移

本市の就業者数は、総人口の減少に伴って減少傾向にあります。
男女別にみると、近年特に女性の就業者数の減少が目立ちます。

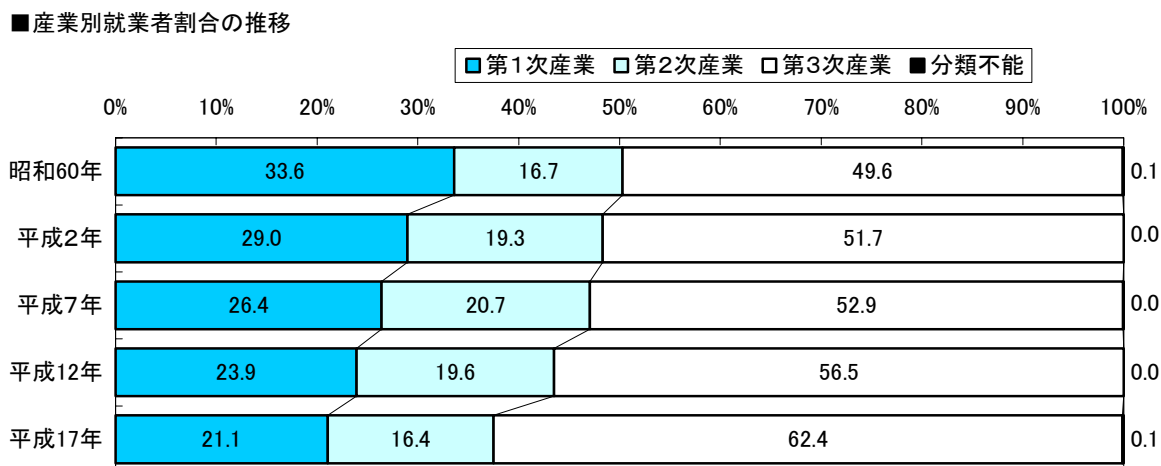


資料: 国勢調査

(2) 産業別就業者割合の推移

第1次産業の就業者の割合が高いのが本市の特徴です。

しかし、近年第1次産業及び第2次産業の就業者の割合は減少傾向にあり、第3次産業の就業者の割合が増加傾向にあります。



資料: 国勢調査

5 地域福祉に関する資源・活動の状況

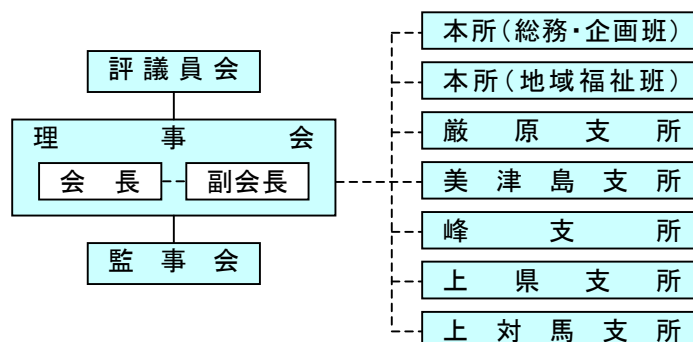
(1) 対馬市社会福祉協議会

対馬市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。この目的のために、次のような事業を行っています。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

多くの住民や関係団体が参加して組織し、地域の社会福祉関係者の協力を得ながら、住民参加による福祉活動を推進することにより、全ての住民が生涯安心して幸せに暮らせる社会づくりを行っています。

■対馬市社会福祉協議会組織構成図




■対馬市社会福祉協議会の主な事業内容

- (1) 地域福祉活動の推進
 - 福祉情報の提供と公開（広報誌「社協だより」の発行、ホームページ運営、チラシの作成・配布）
 - ボランティアの育成・支援（ボランティア相談・登録・斡旋、ボランティア啓発活動、ボランティア団体との連絡調整、ボランティア保険の加入促進・加入手続き、ボランティア養成講座等の開催）
 - 福祉教育の推進（「ふれあい学習」推進地区指定事業、福祉推進校の指定（活動助成・連絡会の開催）、ワークキャンプ事業、福祉出前講座（高齢者疑似体験・車いす体験・アイマスク体験））
 - 各種相談事業（心配ごと相談所、無料法律相談）
 - 地域福祉権利擁護事業（生活支援員の確保・研修、事業啓発活動）
 - 善意銀行基金の積み立て及び運用益の活用
 - 福祉資金等貸付事業（生活福祉資金貸付事業（県）、高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業（県）、福祉資金貸付事業（市））
 - 共同募金事業への協力
 - 住民参加による見守り・援助体制の推進
- (2) 在宅福祉事業
 - 介護保険サービス事業（通所介護事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、居宅介護支援事業）
 - 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業）
 - 市受託事業（外出支援サービス事業、身体障害者等訪問入浴事業）
- (3) その他
 - 日本赤十字社事業への協力
 - ミニシルバー人材センターの事務受託
 - 介護機器等貸出事業
 - 祭壇貸出事業及び霊柩車無償貸出事業
 - 各種福祉団体の支援

(2) ボランティア団体

本市には、福祉・まちづくりなど様々な分野で活動を行っているボランティア団体が複数あります。

| 団体名称 | 活動内容 | 所在地 |
|---|--|------|
| 対馬の自然と文化を守る会 | ・機関誌「対馬の自然と文化」発行。・展示会、講演会の実施。 ・環境調査など。 | 厳原町 |
| サウンドマイत्री | 市広報誌の録音テープの作成。 | 厳原町 |
| いづはら手話サークル 「みんなの手」 | 手話の学習や普及活動、交流会活動、通訳活動。 | 厳原町 |
| 峰町手話サークル | 手話を通じた社会教育の推進、子どもの健全育成。 | 峰町 |
| フレンド | 精神保健福祉ボランティア(精神障がいのある人を対象とした支援活動)。 | 厳原町 |
| スマイル | 精神保健福祉ボランティア(精神障がいのある人を対象とした支援活動)。 | 豊玉町 |
| やまびこ | 精神保健福祉ボランティア(精神障がいのある人を対象とした支援活動)。 | 上県町 |
| 地域で子育てを楽しむ会 | 毎週土曜日に、絵本の読み聞かせや様々な体験活動を実施し、子どもと大人で楽しむ。 | 厳原町 |
| トリの会 | 月1度の読み聞かせ会実施。他、小学校での読み聞かせ会。(折り紙・ミニコンサート等も開催) | 厳原町 |
| 不登校の子どもを持つ親の会 | 不登校児をかかえる親、現場の教師の勉強会。ニュース発行。 | 厳原町 |
| くじらサークル | 子育て真っ只中の母親が子どもとともに集い語らっているような体験を通して楽しく学び合う。 | 豊玉町 |
| 色々ヤッテミ 対馬  たい | 町づくりを福祉の目で発見する。色々な人の「色々してみたい」を形にする。(アイマスク体験、福祉勉強会、町づくり勉強(ワークショップ)・町再発見事業・絵地図作成・ふれあいフェスティバル共催参加等) | 厳原町 |
| コスモス会 | 1. 地域の環境美化活動(地区内清掃、花植え、公共施設清掃) 2. 社会福祉施設訪問(清掃、施設利用者とのふれあい等) 3. 事故、非行、環境美化の啓蒙活動→看板等の作成設置。 | 美津島町 |
| シルバーボランティア しあわせ会 | 元気な高齢者がボランティアとして、一人暮らしや、虚弱老人、80才以上の家庭を訪問し、話し相手や、レクリエーション等で相互の精神を養い、又、社会参加と生きがいの高揚を図る。 | 上県町 |
| 上対馬高校ボランティア 同好会 | 上対馬病院での食事介助。上県町、上対馬町内の老人ホーム訪問。 上対馬病院クリスマス会参加。 | 上対馬町 |

※平成20年3月1日現在で把握できている団体を掲載しています。

(3) NPO (特定非営利活動法人)

本市には、福祉・まちづくりなど様々な分野で事業を展開するNPO（特定非営利活動法人）が7団体あります。

| 団体名称 | 活動内容 | 所在地 |
|--------------------------|--|------|
| 特定非営利活動法人 ツシマヤマネコを守る会 | <ul style="list-style-type: none"> ・給餌事業 ・生息調査事業 ・上記事業に関する広報事業 ・里山整備事業 (「ツシマヤマネコ」の生息数を維持することを目的とした活動) | 上県町 |
| 特定非営利活動法人 仁愛会 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいのある人及びその家族の地域生活を支援するための相談業務、情報の提供等福祉に関する事業 ・精神障がいのある人のための地域活動所を運営する事業 | 上県町 |
| 特定非営利活動法人 対馬の花で島おこし | <ul style="list-style-type: none"> ・対馬地域に自生する植物の保護 ・対馬の花を育て、植栽、管理することで、まちづくり、自然環境保全を行う事業 ・対馬の花を育むための学習会、研修会開催事業 ・対馬の花の広報事業 ・対馬の花の植栽推進を図るための募金事業 ・指導者の育成と派遣事業 | 豊玉町 |
| 特定非営利活動法人 対馬の底力 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化を目的として清掃活動を行う事業 ・自然環境の保護に関する講演会を開催する事業 | 厳原町 |
| 特定非営利活動法人 対馬郷宿 | <ul style="list-style-type: none"> ・(この法人の定款)第4条第11号に掲げる特定非営利活動を目的とした団体等の育成、協同実践及び連携支援のための事業 ・NPO活動の普及・啓発推進のための情報の収集・発信、ネットワークの整備、人材開発及び人材育成事業 ・障害者すこやか支援交流事業 ・地域ネットワーク・コミュニティ活性化事業 ・景観資源を発現しつつ現存の景観を考慮した街づくり事業 ・地域資源と人的資源を観光促進のために連携させる情報受発信、人材育成事業 ・美しいまちづくり推進のための景観協定等の遵守に向けた事業 ・歴史と自然に触れ合う楽・習・発信事業 ・子供の健全育成に向けた自然・文化・スポーツ等とのふれあい事業 ・商店街の活性化のための人・財育成事業 ・新生対馬型商業のトータルコンセプトに基づく対馬発商業の創造事業 ・地元伝統工芸技術の人材育成事業 ・まちづくりコミュニティ支援交流館の管理受託業務 | 厳原町 |
| 特定非営利活動法人 与良郷 | <ul style="list-style-type: none"> ・時事、経済、文化、情報の知識を高める講演会 ・保健予防活動及び体力増進、介護の知識を高める講演会及び講習会 ・人材育成に貢献する活動 ・島民の親睦と体力増進を図るスポーツ及び芸術活動 ・公園道路筋の美化活動 | 美津島町 |
| 特定非営利活動法人 つしまウェブ | <p>地域情報化に関する事業を行い、対馬市における多様な市民活動を支援し、地域間コミュニケーションの活性化を図り、地域住民と行政との協働を通じた市民活動の定着に寄与することを目的とする。</p> | 厳原町 |

(4) 社会福祉施設等

児童福祉施設等

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|--------------------|---|
| 助産施設 | 対馬市助産所(定員8人) |
| 児童厚生施設 | |
| 児童館 | 親愛児童センター |
| 児童遊園 | 久田道児童遊園 内山児童遊園 小茂田児童遊園 豆酸児童遊園 椎根児童遊園 内院児童遊園 櫻根児童遊園 尾崎児童遊園 犬吠児童遊園 志多賀児童遊園 佐賀児童遊園 三根浜児童遊園 比田勝児童遊園 一重児童遊園 |
| 保育所 | 雞知保育所(120人) 豊玉南保育所(60人) 佐賀保育所(45人) 三根保育所(45人) 佐須奈保育所(45人) 仁田保育所(60人) 泉保育所(30人) 比田勝保育所(60人) 親愛保育園(210人) 蔽原南保育園(180人) |
| へき地保育所 | 阿連へき地保育所(25人) 久根へき地保育所(30人) 佐須へき地保育所(30人) 豆酸へき地保育所(25人) 西へき地保育所(30人) 大船越へき地保育所(45人) 賀谷へき地保育所(30人) 竹敷へき地保育所(30人) 小船越へき地保育所(30人) 仁位へき地保育所(70人) 乙宮へき地保育所(35人) 塩浜へき地保育所(25人) 小網へき地保育所(40人) 久原へき地保育所(30人) 佐護へき地保育所(30人) 一重へき地保育所(45人) |
| 子育て支援センター | 親愛保育園地域子育て支援センター 蔽原南保育園地域子育て支援センター アップル 美津島町地域子育て支援センター にこにこルーム |
| 放課後児童健全育成事業(児童クラブ) | 親愛児童クラブ(なし) あすか学童クラブ(なし) 学童保育けいめい(なし) 学童保育けいめい第2(なし) |

児童（障害児）福祉施設等

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|-------------------|-------------------------|
| 児童(障害児)デイサービスセンター | 対馬市こども療育デイサービスセンター(10人) |

旧知的障害者援護施設等

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|--------------|------------------------------|
| 旧知的障害者入所更生施設 | 対馬学園(40人) |
| 旧知的障害者通所授産施設 | ワークハウスほのぼの(20人) あゆみ園(20人) |

旧身体障害者更生援護施設等

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|------------|-------------|
| 旧身体障害者授産施設 | 杉の木ホーム(20人) |

共同生活介護（ケアホーム）

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|-------|---------------------|
| ケアホーム | 共同生活介護センターもみの木(12人) |

老人福祉施設等

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|---------------------------|--|
| 養護老人ホーム | 丸山(50人) 対馬老人ホーム(60人) |
| 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホーム浅茅の丘(50人) 特別養護老人ホームわたづみ(50人) 特別養護老人ホーム日吉の里(50人) 特別養護老人ホームいづはら(50人) 特別養護老人ホームひとつばたご(30人) |
| 高齢者介護予防支援施設(ふれあいセンター・プラザ) | 美津島ふれあいプラザ 上県町ふれあいセンター |
| 高齢者コミュニティセンター | 対馬市高齢者コミュニティセンター |
| 高齢者生活福祉センター | 対馬市高齢者生活福祉センター ピアハウス(12人) |
| ゲートボール場 | 全天候型ゲートボール場(対馬市総合福祉保健センター敷地内) 全天候型ゲートボール場(上県町地域福祉センター敷地内) |

精神障害者社会復帰施設

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|------------|--------------------------------|
| 精神障害者地域活動所 | 厳原町地域活動所「きらり」 上県地域活動所「さわやか」 |

温泉施設

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|-------|---|
| 温泉施設 | 湯多里ランドつしま 峰温泉「ほたるの湯」 真珠の湯 上対馬温泉「渚の湯」 対馬海峡 漁り火の湯 |

介護保険施設

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|------------------------------|---|
| 介護老人福祉施設(施設) | (特別養護老人ホームの項参照) |
| 介護老人保健施設(施設) | つしま彩光園 結石山荘 |
| 特定施設入所者生活介護(居宅) | (養護老人ホームの項参照) |
| 認知症対応型共同生活介護「グループホーム」(地域密着型) | グループホームあゆの郷(18人) 高齢者グループホーム真の大樹(18人) グループホームやすらぎの里(9人) グループホームわたづみ(9人) グループホームあがたの里(9人) グループホームふるさと(9人) |
| デイサービスセンター | デイサービスセンターつばき園 デイサービスセンターあすか園 いづはらデイサービスセンター デイサービスセンターおふなえ デイサービスセンターまごころ デイサービスセンターひなたの里 デイサービスセンターしらたけ 豊生園通所介護事業所 峰幸園通所介護事業所 上県町通所介護サービス事業所喜多の苑 上県町通所介護サービス事業所御嶽の里 通所介護サービス事業所合歓の木園 通所介護サービス事業所なるたき園 デイサービスさくら園 |

病院・診療所

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|---------------|--|
| 病院 | 対馬いづはら病院 中対馬病院 上対馬病院 |
| 診療所 | 久和出張診療所 久根出張診療所 下原出張診療所 豆酏出張診療所 賀谷診療所 鴨居瀬診療所 今里診療所 豊玉診療所 水崎診療所 佐賀診療所 三根診療所 佐須奈診療所 佐護診療所 仁田診療所 伊奈診療所 鹿見診療所 一重へき地診療所 |
| 歯科診療所 | 佐須歯科診療所 豆酏歯科診療所 峰歯科診療所 佐須奈歯科診療所 佐護歯科診療所 仁田歯科診療所 |
| 特別養護老人ホーム内診療所 | 特別養護老人ホーム浅茅の丘診療所 特別養護老人ホームわたづみ診療所 特別養護老人ホーム日吉の里診療所 特別養護老人ホームいづはら診療所 特別養護老人ホームひとつばたご診療所 |

地区集会所

| 地域 | 施設名称 |
|-------|--|
| 巖原地域 | 曲生活館 南室地区漁民研修集会施設 棧原団地集会所 尾浦老人憩の家 安神部落公民館 久和生活館 内院へき地保健福祉館 内山老人憩の家 浅藻へき地保健福祉館 阿連へき地保健福祉館 下原地区活動促進施設 椎根地区集会所 椎根浜老人憩の家 久根へき地保健福祉館 久根浜老人憩の家 床谷改良住宅集会所 |
| 美津島地域 | 美津島自治コミュニティーセンター 高浜生活館 根緒離島体験施設 洲藻へき地保健福祉館 箕形地区集落センター 吹崎地区多目的集会施設 加志老人憩の家 今里漁民センター 尾崎住民センター 黒瀬住民センター 昼ヶ浦漁民センター 竹敷地区コミュニティーセンター 島山コミュニティーセンター 美津島町漁村青少年研修センター 緒方コミュニティーセンター 女護島ふれあいセンター 久須保生活館 玉調コミュニティーセンター 犬吠生活館 大山生活館 小船越コミュニティーセンター 芦浦生活館 賀谷コミュニティーセンター 濃部生活館 鴨居瀬住民センター 住吉老人憩の家 赤島コミュニティーセンター |
| 豊玉地域 | 仁位生活館 佐志賀漁村センター 嵯峨生活館 貝鮎集会施設 糸瀬コミュニティーセンター 和板集会施設 横浦生活館 塩浜公民館 見世浦漁村センター 鍵川多目的集会施設 千尋藻漁村センター 曾公民館 位之端漁村センター 卯麦集会施設 佐保生活館 貝口集会施設 東加藤生活館 水崎へき地保健福祉館 唐洲生活館 廻集落センター 志多浦生活館 大綱ふれあいセンター 小綱生活館 銘公民館 田集会施設 |
| 峰地域 | 三根上地区林業集会施設 三根下生活館 田志営農研修施設 三根浜生活館 津柳多目的集会施設 青海ふるさと館 木坂多目的集会施設 狩尾漁村センター 吉田生活館 櫛多目的集会施設 佐賀生活館 志多賀漁村センター 志越多目的集会施設 |
| 上県地域 | 佐須奈地区集会施設 大地地区集会施設 西津屋地区集会施設 上県町ふれあいプラザ 恵古地区集会施設 仁田之内地区集会施設 中山地区多目的集会施設 井口地区集会施設 友谷地区集会施設 湊地区集会施設 志多留地区多目的研修集会施設 田ノ浜地区多目的研修集会施設 伊奈老人憩いの家 越高地区集落センター 御園地区健康管理推進施設 犬ヶ浦地区研修施設 檜滝地区集会センター 越ノ坂地区集会施設 瀬田地区集落センター 飼所地区集会センター 南部住民センター 久原地区多目的研修集会施設 女連地区集会施設 |

| 地域 | 施設名称 | |
|-------|-------------|----------------------|
| 上対馬地域 | 河内地区集会施設 | 唐舟志生活館 |
| | 大浦地区集会施設 | 浜久須地区集会施設 |
| | 鱒浦住民センター | 玖須地区集会施設 |
| | 豊地区集会施設 | 対馬市大増地区コミュニティー消防センター |
| | 泉漁村センター | 舟志生活館 |
| | 西泊地区多目的集会施設 | 五根緒漁村センター |
| | 古里地区集会施設 | 琴住民センター |
| | 比田勝地区集会施設 | 芦見研修集会施設 |
| | 網代漁村センター | 一重地区集会施設 |
| | 富浦地区集会施設 | 小鹿漁村センター |

その他の施設

| 施設の種類 | 施設名称・定員等 |
|-------------|--|
| 福祉センター | 豊玉町福祉センター 上県町地域福祉センター「喜多の苑」 上対馬町地域福祉センター |
| 福祉保健・保健センター | 対馬市総合福祉保健センター 対馬市峰保健福祉センター 豊玉町保健センター |
| 健康管理センター | 対馬市健康管理センター |



第3章 対馬市の地域福祉の現状・課題

1 アンケート調査結果にみる市民の意識・状況

(1) 「福祉」について

福祉に関する言葉の認知度については、福祉の基本的な理念ともいえる「ノーマライゼーション」を思い浮かべるといふ人の割合が1.2%で大変低く、今後の啓発活動や研修会、講習会における取り組みのなかでの課題の一つといえます。

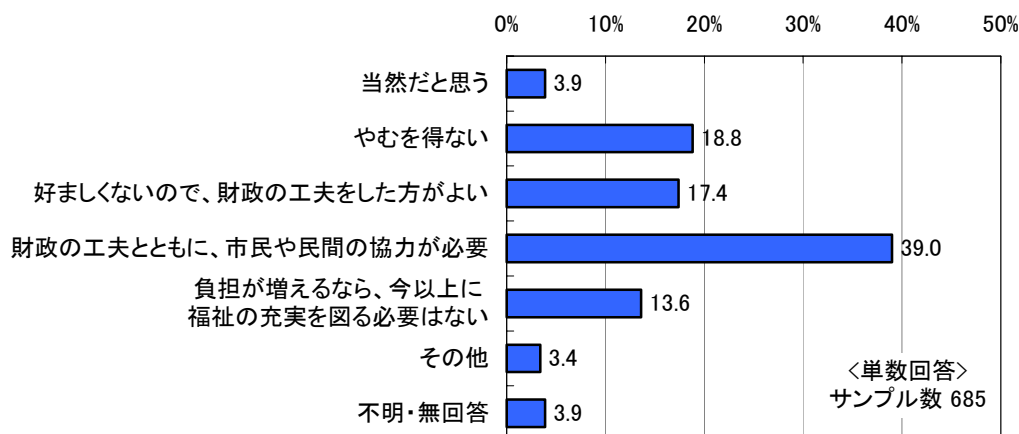
■「福祉」という言葉から連想すること

<複数回答>サンプル数 685

| 順位 | 選択肢 | 回答割合 (%) | 順位 | 選択肢 | 回答割合 (%) | 順位 | 選択肢 | 回答割合 (%) |
|----|--------|----------|----|--------|----------|----|------------|----------|
| 1 | 公的な手助け | 46.0 | 11 | ヘルパー | 7.9 | 21 | きずな | 2.3 |
| 2 | 介護 | 36.4 | 12 | 制度 | 7.7 | 22 | 暗い | 1.5 |
| 3 | 助け合い | 34.2 | 13 | ボランティア | 6.7 | 23 | ゆとり | 1.3 |
| 4 | 高齢者 | 27.9 | 14 | しあわせ | 6.0 | 24 | 差別・偏見 | 1.2 |
| 5 | 安心 | 21.2 | 15 | 弱者 | 5.0 | | 不要なもの | 1.2 |
| 6 | やさしさ | 13.3 | 16 | 健康 | 4.1 | | ノーマライゼーション | 1.2 |
| 7 | 施設 | 13.0 | 17 | 権利 | 3.4 | 27 | 募金 | 1.0 |
| 8 | 必要なもの | 12.8 | 18 | 不安 | 2.9 | 28 | ほどこし | 0.7 |
| 9 | 障がい | 11.2 | 19 | 不自由 | 2.6 | | その他 | 0.4 |
| 10 | 生活 | 11.1 | | バリアフリー | 2.6 | | 不明・無回答 | 2.0 |

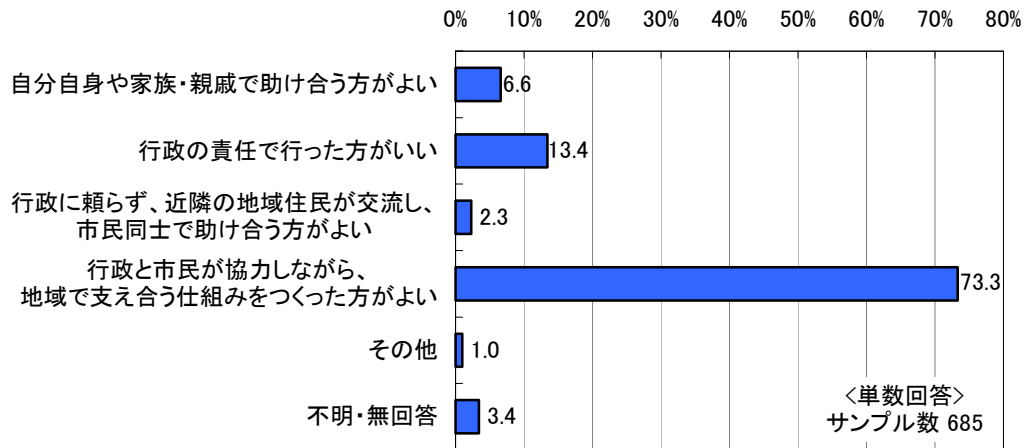
福祉を充実させていく際の負担に関する点については、「財政の工夫とともに市民や民間の協力が必要」と考える人の割合が高くなっており、金銭的負担の増大による福祉の充実ではなく、行政における税金の使い道の工夫や市民同士での支え合いや助け合いといった形での充実を望んでいる状況がうかがえます。

■「福祉」を充実させる財源の税金について



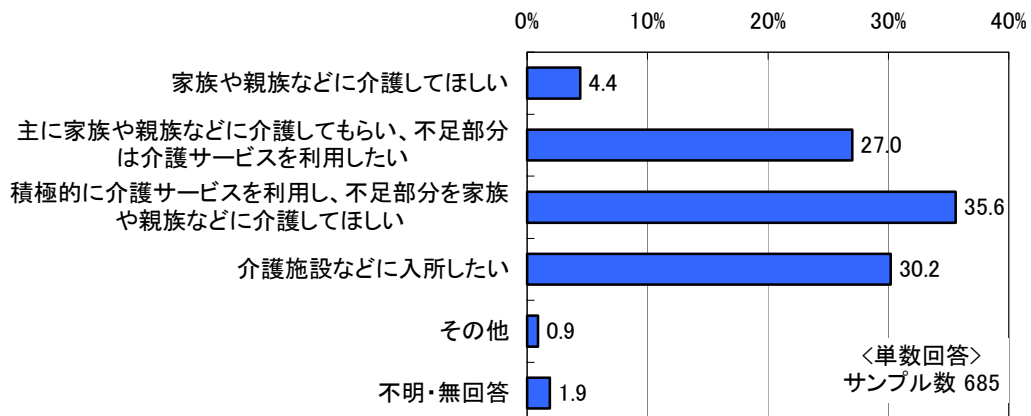
福祉のあり方に関する考えについても、同様の傾向がみられ、「行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくった方がよい」と考える人が約7割となっています。

■今後の「福祉」のあり方について



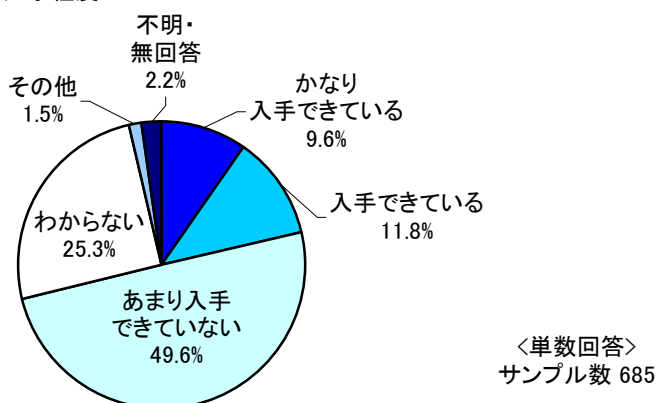
自分が介護を必要とする状態になった場合については、「積極的に介護サービスを利用し、不足部分を家族や親族などに介護してほしい」または「介護施設などに入所したい」という積極的に介護サービスの利用を考えている人があわせて 65.8%、「主に家族や親族などに介護してもらい、不足部分は介護サービスを利用したい」という非積極的にはありながら介護サービスの利用を考えている人が 27.0%となっています。これらをあわせた何らかの形で介護サービスを利用していきたいと考える人は9割以上となっており、介護保険制度が浸透してきたことも含め、これまで家族への負担が大変大きかった介護が、福祉サービスとして一般に認知されてきている状況がうかがえます。

■あなたが介護を必要とする状態になった場合について



その一方で、福祉サービスに関する情報が入手できていると考える人は2割強となっており、約5割の回答があった「あまり入手できていない」を大きく下回っている状況にあります。また、福祉サービスに関する主な情報源としては、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」のほか、「広報つしま」をあげる人が約5割となっていますが、「地域子育て支援センター」「地域包括支援センター」などをあげる人は1割未満となっています。今後、行政関連機関における情報提供に関し、「広報つしま」等の広報媒体の内容充実とともに、情報提供窓口の周知など、地域住民にとって利便性がより高くなるよう、さらにきめ細かい取り組みが期待されます。

■福祉サービスに関する情報の入手程度



■「福祉サービス」に関する情報の入手先

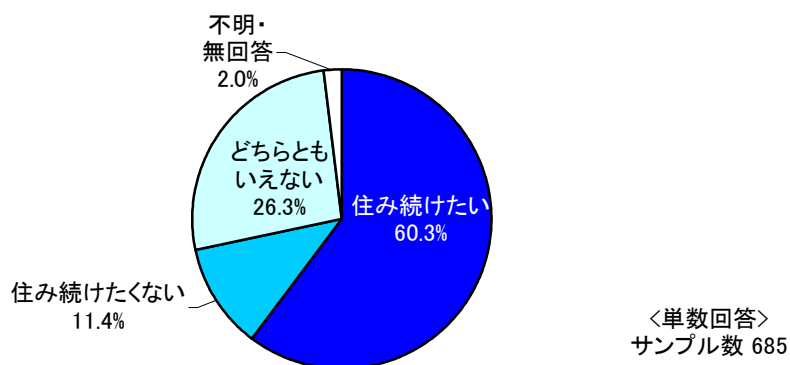
＜複数回答＞サンプル数 685

| 順位 | 選択肢 | 回答割合 (%) | 順位 | 選択肢 | 回答割合 (%) |
|----|-----------------|----------|----|--------------|----------|
| 1 | 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ | 54.5 | 12 | 学校や会社 | 6.4 |
| 2 | 広報つしま | 53.9 | 13 | 地域包括支援センター | 3.5 |
| 3 | 病院や福祉施設 | 29.1 | 14 | 保健所の窓口 | 3.4 |
| 4 | 町内会の回覧板 | 27.4 | 15 | ボランティア | 2.9 |
| 5 | 家族や親戚 | 24.2 | | 地域子育て支援センター | 2.9 |
| 6 | 市役所の窓口 | 21.8 | 17 | 公民館・生涯学習センター | 2.5 |
| 7 | 近所の人 | 19.1 | 18 | 情報を得る必要がない | 2.3 |
| 8 | 社会福祉協議会の窓口 | 16.5 | 19 | 保育所(園)・幼稚園 | 1.2 |
| 9 | ケアマネジャーやホームヘルパー | 14.9 | 20 | 学童保育所 | 0.4 |
| 10 | 民生委員・児童委員 | 10.4 | | その他 | 2.3 |
| 11 | インターネット | 7.7 | | 不明・無回答 | 4.1 |

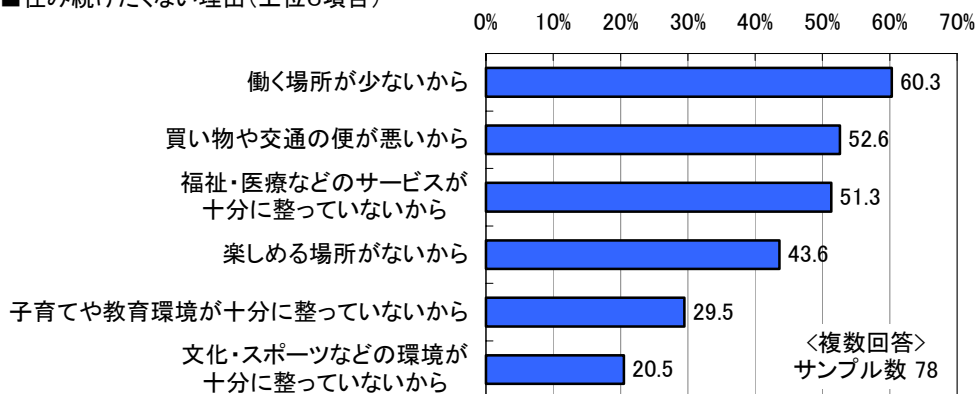
(2)「地域」との関わりについて

地域との関わりについては、最も基本となる「現在住んでいるところに住み続けたいか」という問いに対しては、約6割の人が住み続けたいと回答しています。逆に「住み続けたくない」と考える人は約1割となっており、その理由として「働く場所がないから」「買い物や交通の便が悪いから」「福祉・医療などのサービスが十分に整っていないから」などが主にあげられています。

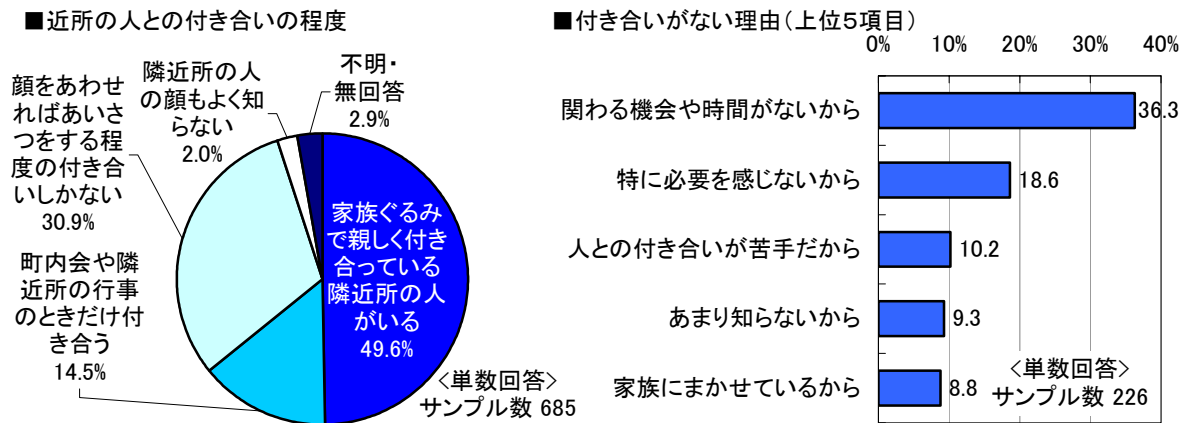
■現在住んでいるところに住み続けたいか



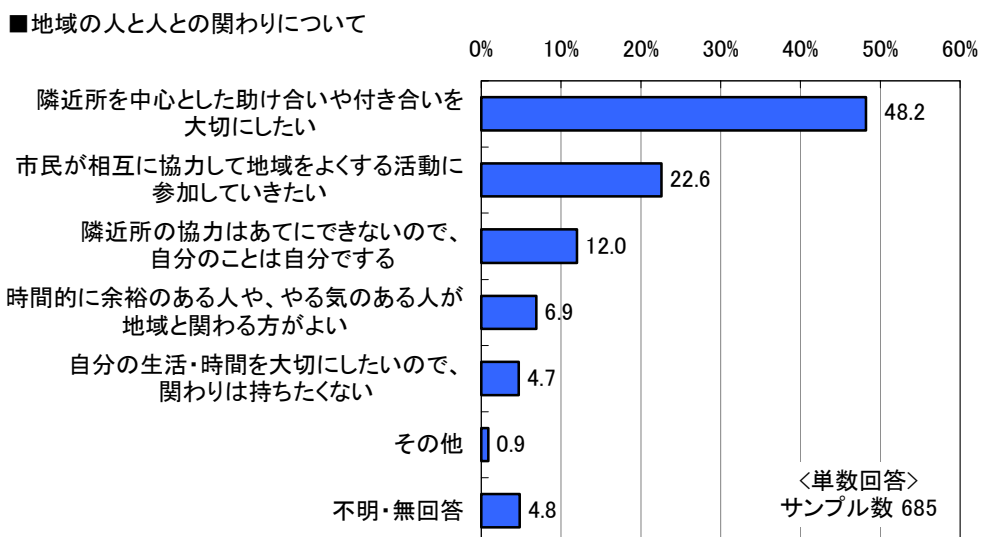
■住み続けたくない理由(上位6項目)



近所の人との付き合いについては、「親しく付き合っている人がいる」と回答した人が約5割となっています。逆に「あいさつをする程度」、もしくは「顔もよく知らない」と回答した人はあわせて約3割となっていますが、その理由として「関わる機会や時間がないから」をあげる人が約4割となっています。



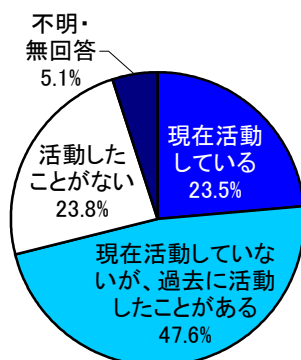
地域での人と人との関わりについての考え方としては、「隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」をあげる人が約5割、「市民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」をあげる人が約2割となっています。「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わる方がよい」、または「自分の生活・時間を大切にしたいので、関わりを持ちたくない」と考える人を大きく上回っており、地域との関わりについては、隣近所を中心とした市民相互の協力が大切と考える人が多くみられます。



(3) 地域活動について

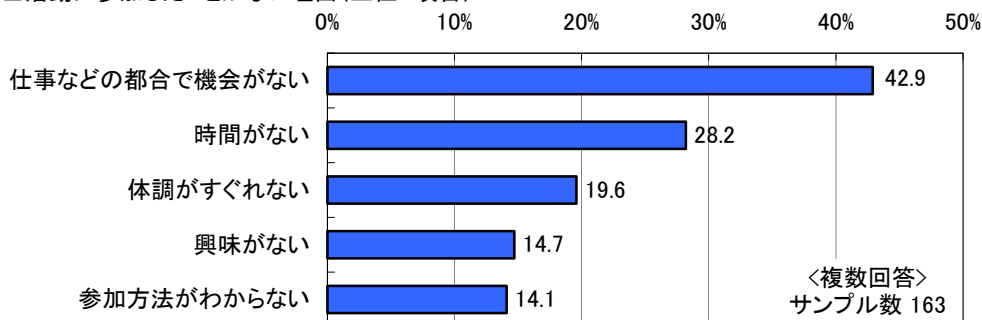
地域活動への参加については、参加した経験のある人が約7割となっており、その内容は「PTAの活動」「町内会の活動」「子ども会の活動」がそれぞれ5割前後で高い割合を占めています。地域活動に参加していない人の理由については、「仕事などの都合で機会がない」と考える人が約4割で最も高く、以下「時間がない」「体調がすぐれない」といった回答が続きます。

■ 地域活動をしたことがあるか



＜単数回答＞
サンプル数 685

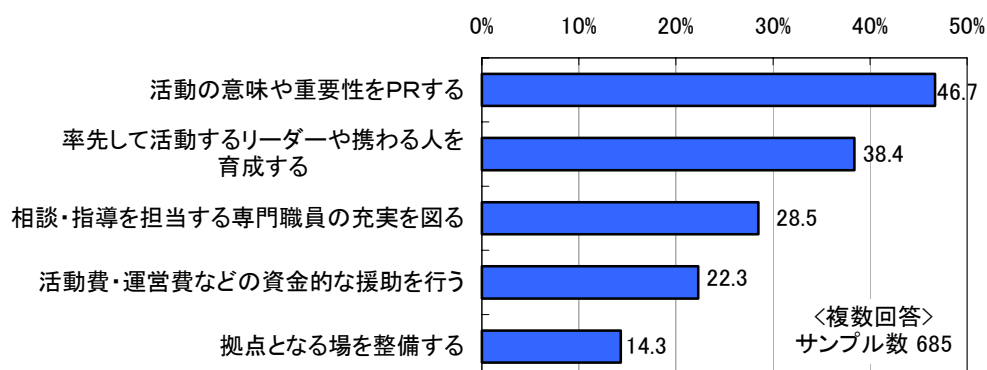
■ 活動に参加したことがない理由(上位5項目)



＜複数回答＞
サンプル数 163

今後、地域における活動を活発にしていくため、どのようなことが重要かという点については、「活動の意味や重要性をPRする」が約5割で最も高く、「率先して活動するリーダーや携わる人を育成する」や「相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」が続いています。

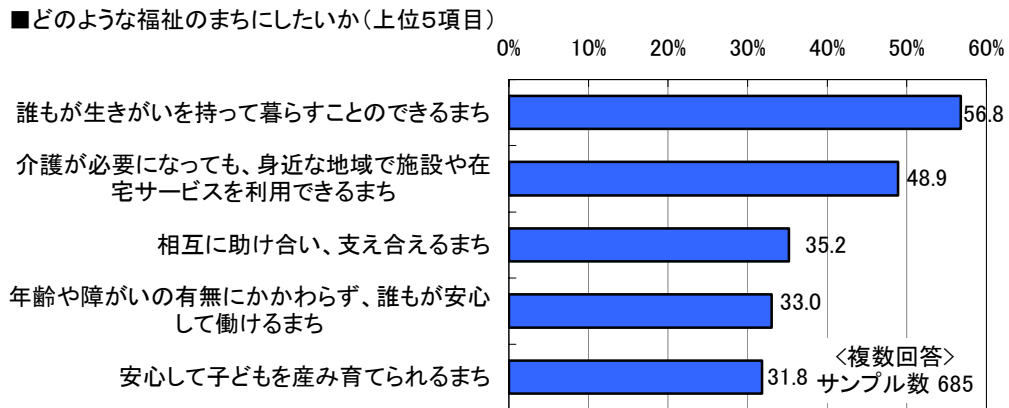
■ 地域活動を活発にするために重要なこと(上位5項目)



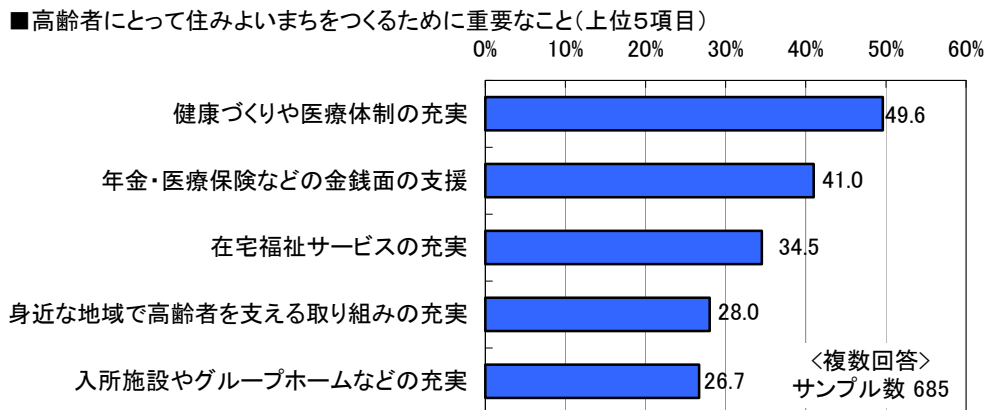
＜複数回答＞
サンプル数 685

(4) これからの対馬市の福祉のあり方について

対馬市をどのような福祉のまちにしたいかについては、「誰もが生きがいを持って暮らすことのできるまち」と考える人が最も高く、約6割となっています。

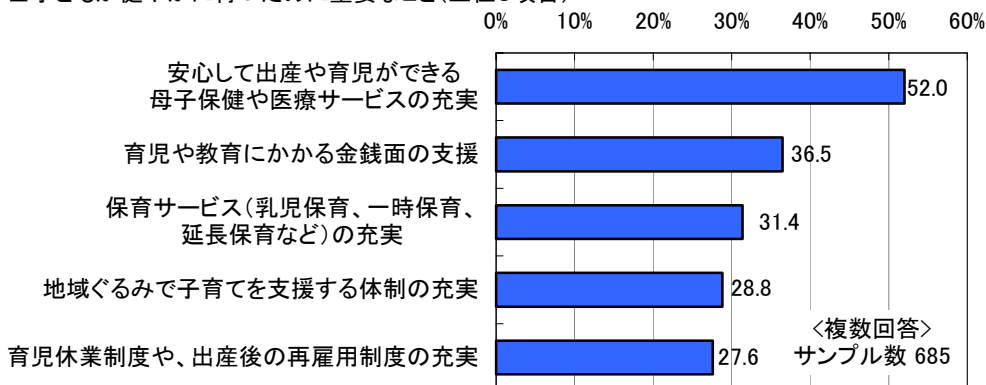


高齢者にとって住みよいまちをつくるために重要なことに関しては、「健康づくりや医療体制の充実」と考える人が約5割で最も高く、「身近な地域で高齢者を支える取り組みの充実」は約3割となっています。



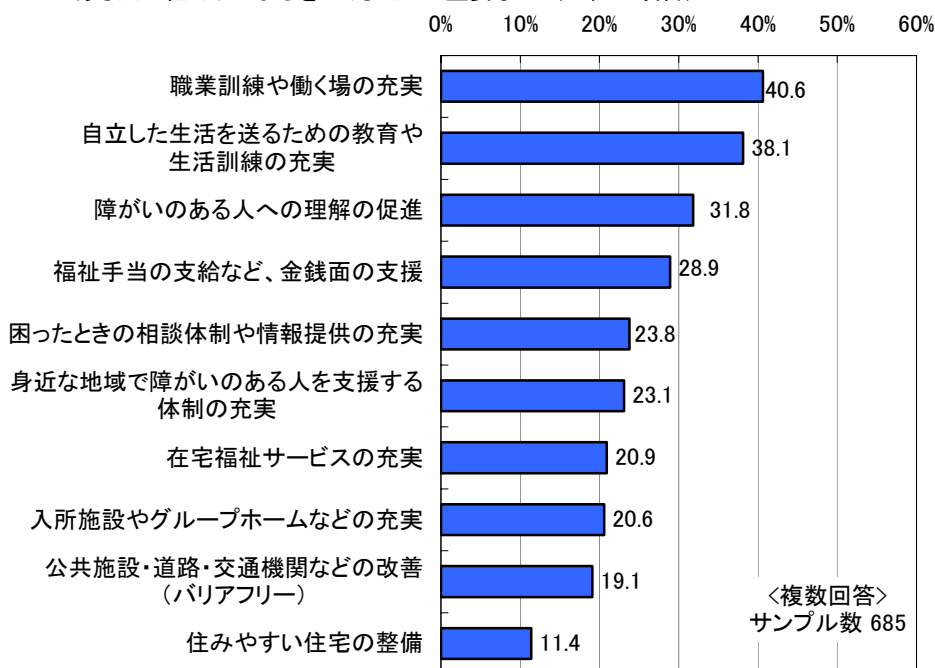
子どもがいきいきと健やかに育つために重要なことに関しては、「地域ぐるみで子育てを支援する体制の充実」と考える人は約3割で、あまり高い割合とはなっていません。「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実」と考える人が最も高く、5割以上となっています。「ゆとり教育の推進」は1割にも及ばず、低い割合となっています。

■子どもが健やかに育つために重要なこと(上位5項目)

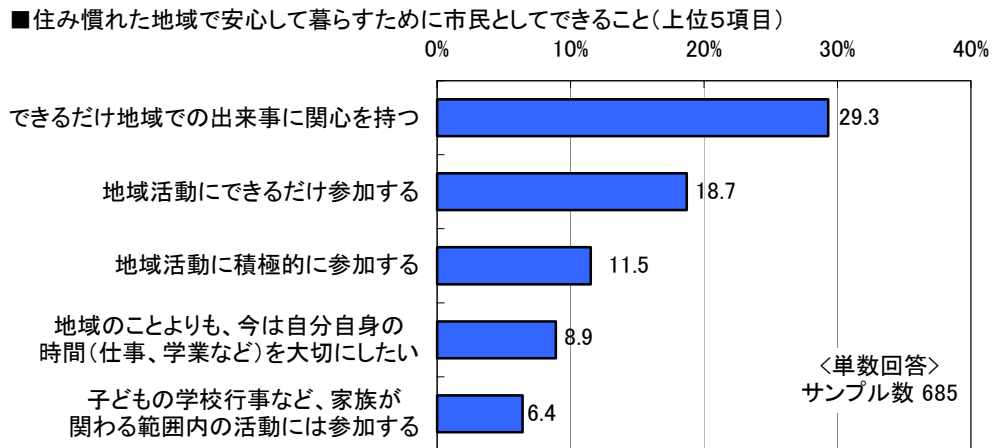


障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために重要なことに関しては、「身近な地域で障がいのある人を支援する体制の充実」と考える人は2割程度で、あまり高い割合とはなっていません。「職業訓練や働く場の充実」や「自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実」と考える人の割合が高く、4割前後となっています。

■障がいのある人が住みよいまちをつくるために重要なこと(上位10項目)



住み慣れた地域で安心して暮らしていくために住民としてできることについては、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」と考える人が最も高く、約3割となっています。次いで「地域活動にできるだけ参加する」と考える人が約2割、「地域活動に積極的に参加する」と考える人が約1割となっています。



2 ヒアリング調査結果にみる分野別団体・機関の活動上の課題

| 分野 | 団体・機関の種別 | 活動上の課題 |
|----------|-------------|--|
| 地域福祉分野 | (当事者団体) | 車を持っていない会員の活動参加が難しい。 地区活動が中心。市全体の活動は難しい。地区間の格差がでてきている。 周知されていないので活動の周知が必要 |
| | (ボランティア団体) | 活動時間が限られている。 受け入れ先の情報が少ない。 ボランティアをやりたい人は多いが時間と移動手段の確保が課題 実施する場所(病院、施設等)との交渉が難しい。 活動場所の確保が必要 |
| 児童福祉分野 | (保育施設) | 懇談会の出席者が少なく、就労している保護者とのコミュニケーションがとりにくい。 |
| | (支援機関) | 地域によっては子どもの数が少なく、遊び相手、母親の話し相手がない。 地元の親子も参加しやすい工夫をし、地域の中に出ていく必要がある。 |
| 高齢者福祉分野 | (当事者団体) | 年々高齢化率が高くなり、地域活動事業の参加者の減少傾向がある。 連合会事業の参加者が限られており、支部においては割り当てられた参加者数の確保が課題となっている。 |
| | (当事者活動支援機関) | 広域的なサービスの提供に伴う法人化 元気な高齢者対策の一環として市全域への活動拠点の設置、早期展開が必要 |
| | (サービス事業所) | ボランティアの要請が必要な時、思うような人数が集められない。 施設はどこもいっぱい残された高齢者を居家で支援する状態になり、今のサービスだけでは十分な介護支援ができるか問題 要介護者の高齢化に伴う心身能力の低下により、訓練等を計画通りに実施できない。 施設入所が多く、在宅利用者が減少している。 |
| | (ボランティア団体) | 活動助成が廃止になり、友愛訪問はできるが各種行事ができなくなる。 介護認定を受けない高齢者に対する生きがい対策を今後どうするか考慮中 元気な高齢者に対する対策 資金がなくなり解散寸前になっている現在、今後の向上をどうするか。 若い会員の加入促進をしているが困難な状況 |
| 障がい者福祉分野 | (当事者団体) | 手帳所持者を把握することが困難なため、会員の推進ができない。 重度の障がいのある人まで参加できる事業を実施したいがそのためのスタッフが不足(ボランティアは募っているが確保が困難) 講演会を実施したいが財源が不足している。 |
| | (関係者団体) | 予算の激減のため活動に支障をきたしている。このままでは存続も厳しい。 定例会に参加できる人数が日程的に限られてくる。開催案内が徹底できていない。 研修会の日程調整と参加人数の確保。各機関に送付しても現場まで届いていない。 予算が毎年減額され、市内一同に集まるのが難しい。距離が往復150キロは大変 |
| | (サービス事業所) | 通所施設のため交通費が利用者の負担になっている。 家族の高齢化により、活動の協力が得にくくなっている。 作業がマンネリ化してきており、利用者の意欲を向上させるような作業を探している。 療育を必要としている子どもがもっと療育サービスを受けられるようにする。 地域住民の障がいのある人に対する理解 利用者の高齢化に伴い内容の選択肢が狭くなってきている。 多くの利用者へ工賃を還元するための授産活動のさらなる充実 障がいの程度により限られた人や場所ではできない状況 |
| | (ボランティア団体) | 上地区、下地区等に分かれており職業も多種でなかなか一堂に会することができない。 |
| その他 | (地域活動団体) | 会員の高齢化(推進員の減少により、一人の負担が大きくなっている) 情報の整理が必要 仕事が増え忙しくなった。これ以上難しくなると会員が減り、活動が成り立たない。 親子教室への親の参加がなく、今の母親への伝達講習ができていない。 会員にこれ以上の協力を求めると辞める人が増える。 会員数の減少 団体そのものの地域住民へのアピールが必要 ボランティア活動などあらゆる場面への活動が大切 新入団員の勧誘も行っていかななくてはならない。 |

3 地区座談会にみる地区の現状・課題

厳 原

【子育て支援・児童福祉】

子どもが少ない。
 子育てが難しくなっている、支援が必要
 子育て支援がしたい、してほしい。
 家庭でのしつけ、親に問題がある。
 子育て家庭への公的支援が少ない。
 保育料が高い・保育サービスを充実してほしい。
 高齢者と子どものふれあいが少ない。
 地域での子どもへの声かけが少ない。
 学校と地域の関わりが少ない。
 不登校の子どもが多い。
 子どもが忙しい。
 子どもの居場所が少ない。
 子どもの遊び場が少ない。
 就職先がなく、非行につながる。

【高齢者福祉】

閉じこもり、一人暮らしが増えている。
 老々介護がある。
 関わりが少ない。
 介護予防が必要
 介護保険料が高い・介護保険サービスを充実してほしい。
 移動支援をしてほしい。
 支援の仕組みがわからない。
 生きがいづくりを充実してほしい。
 シルバー人材センターを全市に広げてほしい。

【障がい福祉】

地域、周囲の理解が不十分
 サービスが不足している。
 自立支援できる居場所づくりが必要になっている。
 養護学校がない。
 就労の場が少ない。
 ボランティアしたいので情報がほしい・ボランティアの理解不足
 バリアフリーが進んでいない。

【生活環境】

公共の場でのゴミ処理マナーができていない。
 不法投棄、ゴミのポイ捨てが多い。
 ゴミの分別ができていない。
 清掃活動の受入体制ができていない・参加者が少ない。
 環境美化、整備が不十分
 マナーが守られていない。
 道路整備をしてほしい。
 飛行機代が高い・船便が少ない。

【その他】

福祉教育が必要になっている。
 中高年への福祉を充実してほしい。
 ボランティアの人材、情報が不足している。
 個人情報保護で活動しにくい。
 トイレが少ない。
 生活保護者が増えている・生活保護の実態調査が必要
 雇用の場が少ない。
 ◇地域に活気がない。
 観光客がマナーを守っていない。
 行政が財政難

※各意見は関連がある順に並べ、特に関連が深い意見同士については、その意見群の初めの意見と同じ色のマークを続く意見の文頭に付けています。

美津島

【子育て支援・児童福祉】

- ◆子どもが外で遊ばなくなった。
- ◇家族関係が希薄化している。
- ◆親のしつけが不十分
- ◇子どものあいさつが気になる。
- ◇子どもの言葉づかい・話し方が気になる。
- ◆地域の子どもへの関わりが少なくなっている。
- ◆地域の育成活動が難しくなっている。

【高齢者福祉】

- ◆生活上の困難・不安がある。
- ◆高齢者の一人暮らしが心配
- ◇介護の担い手が不足している。
- ◆介護保険制度が利用しにくい。
- ◇元気づくりの取り組みが必要
- ◆活躍の場が少ない。
- ◇関わりが少ない。

【障がい福祉】

- ◆地域の理解が必要
- ◇障がいのある人とない人の関わりが少ない。
- ◆閉じこもりがちの人がいる。
- ◇心の健康づくり対策が必要
- ◆サービスの利用方法がわかりにくい。
- ◇島内に施設・学校が少ない・ない。
- ◆生活環境が整っていない。

【生活環境】

- ◆ゴミ処理に問題がある。
- ◆ポイ捨て・不法投棄がある。
- ◆環境美化活動が不十分
- ◇施設利用のマナーが悪い。
- ◆ペットの飼い方に問題がある。
- ◇交通の便が悪い。

【近所づきあい】

- ◆近隣の人をよく知らない。
- ◆近所づきあいが偏っている。
- ◇あいさつができていない。
- ◆地域行事が衰退している。
- ◇生活のマナーを守れない人がいる。

【その他】

- ◆学校の整備が不十分
- ◇若者に元気がない。

豊 玉

【子育て支援・児童福祉】

- ◆少子化が進んでいる。
- ◆学校の児童数・生徒数が減っている。
- ◇育児が困難なケースがある。
- ◆子育て支援が必要
- ◇家族関係が希薄になっている。
- ◆親のしつけが不十分
- ◇あいさつ等ができていない。
- ◆地域でのしつけがしにくい。
- ◇不登校の子どもや問題行動を起こす子どもがいる。

【高齢者福祉】

- ◆一人暮らしの高齢者が増加している。
- ◇生活がしにくい。
- ◆健康づくりの取り組みが必要
- ◇生きがいづくりの取り組みが必要
- ◆介護保険制度が利用しにくい。
- ◇支援の仕方が難しい。

【障がい福祉】

- ◆交流が少ない。
- ◇支援の仕方が難しい。
- ◆島内に専門の学校・施設がない・少ない。
- ◇雇用・就労の場が少ない。
- ◆サービスを充実してほしい。
- ◇関係団体・当事者団体の活動の今後の心配

【生活環境】

- ◆ゴミの出し方に問題がある。
- ◆ポイ捨て・不法投棄が多い。
- ◇自然環境の整備が十分でない。
- ◆市街環境の整備が十分でない。
- ◇ペットの飼い方に問題がある。
- ◆鳥獣対策が必要

【近所づきあい】

- ◆近隣に住んでいる人がわからない。
- ◆近所づきあいが少なくなっている。
- ◇地域行事・イベント等への参加が少なくなっている。

【その他】

- 地域活動・福祉活動が進みにくい。
- 人とのかわり方が難しい。
- ◇ボランティアを盛んにしたい。
- サービス・制度の利用が難しい。
- ◇生活保護世帯が増えている。

峰

【子育て支援・児童福祉】

- ◆子どもが少なくなっている。
- ◇子どもが外で遊ぶことが少ない。
- ◆保育サービスが不十分
- ◇親子の関わりが少なくなっている。
- ◆地域の子どもと大人のふれあいが少ない。
- ◇しつけが不十分

【高齢者福祉】

- ◆一人暮らしの高齢者が増えている。
- ◇生活上の困難・不安がある。
- ◆通院等が難しい。
- ◇高齢者の外出が少ない。
- ◆介護が負担になっている。
- ◇支援の仕方が難しい。

【障がい福祉】

- ◆交流が少ない。
- ◇閉じこもりがちの人がいる。
- ◆支援が難しい。
- ◇島内に専門の施設・学校が少ない・ない。
- ◆雇用・就労の場が少ない。
- ◇施設整備が不十分

【生活環境】

- ◆ゴミ処理に問題がある。
- ◆ポイ捨て・不法投棄がある。
- ◇公園の整備がよくない。
- ◆空き家が多い。
- ◇交通の便が悪い。
- ◆ペットの飼い方に問題がある。
- ◇鳥獣対策が必要

【近所づきあい】

- ◆あいさつができていない。
- ◇付き合いが薄くなっている。
- ◆行事ごとを行うのが難しくなっている。

【その他】

- ◆地域活動の担い手が不足している。
- ◇病院が遠い。
- ◆独身者が多い。
- ◇雇用・就労の場が少ない。

上 県

【子育て支援・児童福祉】

- ◆子どもの遊びが限られている。
- ◇気になる行動がある。
- ◆しつけが不十分
- ◇家族の関わりが薄くなっている。
- ◆保育サービスが足りない。
- ◇通学が不便
- ◆学校の児童・生徒数が少ない。

【高齢者福祉】

- ◆一人暮らしの高齢者が心配
- ◇交流が少ない。
- ◆非要介護(支援)者への支援が十分でない。
- ◇健康づくりの取り組みが必要

【障がい福祉】

- ◆家族・地域の理解が不十分
- ◇関わりが少ない。
- ◆サービス・制度の利用手続きがわかりにくい。
- ◇サービス・施設が不十分
- ◆住民による支援の継続が難しい。
- ◇当事者団体等の活動が難しい。

【生活環境】

- ◆ゴミ処理に問題がある。
- ◇ポイ捨て・不法投棄がある。
- ◆市街の環境整備が不十分
- ◇自然環境の整備が不十分
- ◆鳥獣対策が必要

【近所づきあい】

- ◆あいさつができていない。
- ◇地域に誰が住んでいるのかわからない。

【その他】

- 地域福祉の連携が十分でない。
- ◇健康づくりの取り組みが必要
- 交通マナーが悪い。
- ◇交通が不便
- 就労・雇用の場が少ない。
- ◇観光振興に工夫が必要

上 対 馬

【子育て支援・児童福祉】

- ◆地域に子どもが少ない。
- ◇保育サービスが足りない。
- ◆しつけが不十分・地域でのしつけがしにくい。
- ◇遊び場が少ない。

【高齢者福祉】

- ◆高齢者の独居世帯・二世帯が増えている。
- ◇閉じこもりがちな人や、孤立している人がいる。
- ◆見守り・声かけが必要になっている。
- ◇介護保険以外の手助けが必要なことがある。
- ◆介護の負担による問題がおきている。
- ◇介護保険制度が利用しにくい。
- ◆生活が苦しい。

【障がい福祉】

- ◆地域の理解が不十分
- ◇サービス・制度が利用しにくい。

【生活環境】

- ◆ゴミの分別ができていない。
- ◆製造元がゴミの分別に協力してほしい。
- ◆高齢者のゴミ出し支援が必要になっている。
- ◆ゴミ捨て場の清掃をする必要がある。
- ◆ゴミのポイ捨てが多い。
- ◇自然環境の整備・市街の環境整備が不十分
- ◆ペットの飼い方に問題がある。

【近所づきあい】

- ◆近所づき合いが薄くなっている。
- ◇地域行事が弱体化している。

【その他】

- ◆地域に活気がない。
- ◇雇用の場がない。
- ◆交通費が高い。

4 策定委員会分科会から見る分野別の現状・課題

【子育て支援・児童福祉分科会】

- ① のびのび遊ぶ場・機会がない。
- ② 親が子育てに悩みを抱えている。
- ③ しつけができていない。
- ④ 子育てサービスが足りていない。

【高齢者分科会】

- ① 地域の関わりが少ない。
- ② 高齢者の心が開かれていない。
- ③ 子どもが親の面倒をみない・みられない。
- ④ サービスが足りない。
- ⑤ 制度運営等に対する不満がある。
- ⑥ 住環境の整備が遅れている。
- ⑦ サービスの周知が不足している。
- ⑧ 生活が苦しい。

【障がい福祉分科会】

- ① 地域とのコミュニケーションが足りない。
- ② 自活への手助けと保障が不十分である。
- ③ 生活環境の整備が不足している。
- ④ 将来への不安をかかえている。

5 課題のまとめ

アンケート調査やヒアリング調査、地区座談会及び策定委員会分科会の討議から、本市が地域福祉を進めていくうえで特に力を入れるべき課題として、次のような点がみえました。

(1) 地域のつながりの再生・強化

本市は、アンケート調査の結果からもわかるように、地域の人と人のつながりが比較的強いまちといえます。しかしながら、地区座談会では、「昔に比べ近所付き合いが薄くなった」という意見がどの地域からもあがりました。また、不審者への心配などから、子どもたちがあいさつをしなくなっている状況を心配する声もあります。高齢化がいつそう進むことが予測される中で、地域福祉を進めていくにあたっては、今あらためて地域のつながりを再生・強化していくことが大切です。

(2) 適切なサービス提供体制の確保

ヒアリング調査や策定委員会分科会からは、特に子育て支援としての保育サービスや、療育支援、障がいのある人へのサービス提供などの体制が不十分という意見があがりました。また、従来からのサービス提供体制の流れをくみ、地域によっては受けにくいサービスがある状況もみられます。一方、アンケート調査では、多くの人サービスに関する情報を十分に得られていないと感じていることがわかりました。今後は、今あるサービス資源が有効に活用されるよう、相談支援を充実するとともに、どの地域に住んでいても必要な支援がきちんと得られる体制を確保していくことが重要です。

(3) 地域性に応じた柔軟な取り組み

本市は南北に長い地形を有しており、施設やサービス資源の地域資源もそれぞれの地域で特性があります。このようなことから、地区座談会では共通する課題も多かったものの、交通面やサービスの面などにそれぞれ違った課題がみられました。また、本市は離島であるため、住民の日常生活に関するサービスにおいては、他自治体との広域的な連携も難しい状況にあります。このため、今後は地域性をよく把握し、地域らしさを生かした柔軟な取り組みを行っていくことが大切です。

(4) 安心・快適な環境づくり

地区座談会からは、一人暮らしの高齢者等のもしものときの対応を心配する声が多くあがったほか、環境美化に関する意見も多くみられました。全ての人にとっての基本的な思いである安心や快適さを確保することは、全ての人にとっての福祉ともいえます。このため、今後は地域ぐるみで安心や快適性の確保に取り組んでいくことが重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と将来像

本市は、貴重な自然に囲まれ、美しい景観などの恵みを受けながら生活できる環境にあります。しかしながら、全国的に進む少子高齢化は本市においても例外ではなく、経済状況などを原因として島を離れる人も少なくない状況にあります。

また、核家族化の進展もみられ、大都市に比べると地域住民同士の結びつきは強いものの、生活形態はやはり個を重視した形へと変化しつつあります。

なお、本市は平成16年3月に誕生したまちであり、新しい枠組みと従来からの枠組みをうまく生かし、より住みやすいまちをつくる取り組みが求められているところです。

このような中で、誰もが愛着のある住み慣れた地域で幸せに暮らしていくためには、地域の誰もが知恵や力を出し合い、支え合っていくことが必要不可欠です。

本計画は、このように、地域の住民や、事業所・団体・行政等全てがともに学び合い、ふれあい、地域に住む喜びや、福祉・保健・医療はもとより、生活に関するあらゆる分野における地域の課題をわかち合い、お互いに支え合い・助け合って、誰もが幸せを感じられる地域づくりを進めていくことを基本理念とします。

この基本理念に基づき、計画の将来像を次のように定めます。

**ふれあい・わかちあい・支えあい
みんなでつくる幸せつしま**

2 基本目標

将来像を実現させるため、市の課題を踏まえて、次の4点を計画の基本目標とします。

(1) みんなで支え合う地域づくり

(地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項)

地域福祉の基本は、住民誰もが、自分が地域の一員であることを認識し、周囲の人と助け合っていくことです。このため、子どもから大人まで自立の意識を持って生活できるよう取り組みます。また、その意識が暮らしの中で生かされ、隣近所のちょっとした付き合いや助け合いが気軽に行われる地域づくりに取り組みます。さらにその付き合いが拡大し、交流活動が盛んに行われるような場づくりや、ボランティア・NPO等の福祉活動をさらに進めていきます。

(2) 自分にあった支援を受けながら暮らせる地域づくり

(地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項)

必要とする人が、その人にあった支援を受けられる相談支援体制づくりを進めます。あわせて、情報提供体制の充実に取り組みます。また、現行の制度下ではサービスを利用することが難しい人も含め誰もが必要な支援を適切に受けられるよう、利用者本位のサービスの充実を図ります。さらに、利用者の権利擁護に取り組みます。

(3) 柔軟な福祉の取り組みが行われる地域づくり

(地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項)

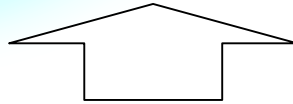
本市の地域性を踏まえ、今ある地域資源が柔軟に活用され、地域にあった福祉の取り組みが行われるよう図ります。また、住民誰もがその力を発揮して、いきいきと活躍できる場を持てるよう取り組みます。

(4) 安心して住みよい地域づくり

災害時要援護者への対策も含め、防災・防犯に向けた地域連携を進めます。また、特に安心できる医療体制の充実に努め、あわせて、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくりに取り組みます。さらに、誰もが快適に本市に住めるよう、環境保全を重視した住環境づくりに取り組みます。

3 取り組みの体系

ふれあい・わかちあい・支えあい みんなでつくる幸せつしま



(1) みんなで支え合う地域づくり (地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項)

- ① 住民の自立意識の高揚
- ② お互いさまの地域づくり
- ③ ふれあいの場づくり
- ④ ボランティア・NPO等の福祉活動の推進

(2) 自分にあった支援を受けながら暮らせる地域づくり (地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項)

- ① 相談支援体制づくり
- ② 情報提供体制の充実
- ③ 利用者本位のサービスの充実
- ④ 利用者の権利擁護

(3) 柔軟な福祉の取り組みが行われる地域づくり (地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項)

- ① 今ある地域資源の活用
- ② 誰もがいきいき活躍できる場づくり

(4) 安心して住みよい地域づくり

- ① 防災・防犯に向けた地域連携の推進
- ② 適切に医療を受けられる地域づくり
- ③ ユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくり
- ④ 快適な住環境づくり

第5章 取り組み内容と役割分担

1 みんなで支え合う地域づくり (地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項)

(1) 住民の自立意識の高揚

課題と取り組みの方向

地域福祉は、地域の全ての主体が協力して誰もが幸せを感じられる地域づくりを進めていくことをめざすものです。そのためには、前提として、まず一人ひとりの住民が自立の意識を持つことが必要です。また、それぞれの家庭が社会の一番小さな単位としての家庭の役割を考え、地域社会の一員として暮らしていくうえで、あるべき姿を意識していくことが必要です。

地区座談会や策定委員会分科会では、家庭の中での関係の希薄化や、特に、子どもや高齢者との暮らしのあり方を、見つめ直す必要性を指摘する意見もあがりました。

このため、一人ひとりが自立する力や家庭の育児力・介護力、家庭内のふれあいを高めるための取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

◆一人ひとりの自立

| | |
|----|--|
| 自助 | <ul style="list-style-type: none">・望ましい生活習慣を身に付ける。・生活設計をしっかりと立てる。・自分の健康は自分で守る意識を持つ。・身の回りは衛生的に保つようにする。・できること、できないことを自分で判断する。・サービスに頼りすぎないよう自分でできることは自分でする。・公的サービスに頼るだけでなく、民間のサービスも利用する。・信頼できる友人を持つ。 |
| 共助 | <ul style="list-style-type: none">・誘い合って健康づくりを行う。・求人等の情報提供の場をつくる。・社会福祉協議会等の活用を図る。 |
| 公助 | <ul style="list-style-type: none">・生活の自立支援のための学習機会を提供する。・健康づくり支援を充実する。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：介護予防地域支援事業／生活習慣病対策事業</p> |

※「第1次対馬市総合計画における関連主要事業」は本市の最上位計画である第1次対馬市総合計画に記載している事業のうち、本計画に深く関連する事業です。これらの事業は、地域福祉の進展を考慮しながら推進するものとします。

◆家庭の育児力の強化

| | |
|------------|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・親が子どもの見本となるよう、努める。 ・しつけは親の最低限の義務という意識を持つ。 ・子どもの成長過程に応じた育児知識の学習を深める。 ・子どもには愛情を持って厳しく叱れるようになる。 ・家庭の中で子どもに役割を持たせる。 ・家庭生活のリズムを整える。 ・子育てのパートナーとよく協力する。 ・ゲーム機等の使用について家庭内でルールを決め、外遊びの機会をつくる。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の育児経験者はアドバイスを行う。 ・児童虐待防止のための見守りを意識する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てについての学習機会を提供する。 ・要保護児童対策地域協議会を推進・強化する。 ・親子で参加する学習会を開催する。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：次世代育成支援対策事業</p> |

◆家庭の介護力の強化

| | |
|------------|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、高齢者福祉及び障がい者福祉等について興味を持ち学習を深める。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障がい者虐待防止のための見守りを意識する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、高齢者福祉及び障がい者福祉等についての学習機会を提供する。 ・高齢者虐待防止ネットワークを推進・強化する。 ・サービス提供等の際に家族との話し合いを行う。 |

◆家庭内のふれあいの促進

| | |
|------------|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内でのあいさつから習慣づけする。 ・親子のコミュニケーションを深める努力をする。 ・親子で出かける機会をできるだけ設ける。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・親子で遊べる地域行事等を企画・実施する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携して「家庭の日」「家族ふれあいの日」等の取り組みを行う。 |

(2) お互いさまの地域づくり

課題と取り組みの方向

地域にある様々な課題を地域全体で協力して解決していく「共助」は、昔からある隣近所の助け合いを基礎とし、これが発展・拡大して確立していくものといえます。つまり、「お互いさま」の気持ちで行われる身近な助け合いがあってこそ、地域全体での福祉が成立すると考えることができます。

本市は全体的には、都市部に比べて「お互いさま」の関係は強いといえますが、転勤等により居住期間が限られている人が多い地域や、若い世代ではその関係もやはり薄れつつある傾向にあります。

このため、地域でともに生きる意識の共有や、隣近所での気遣い・心遣いやあいさつ・声かけなどを進める取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

◆ご近所の気遣い・心遣いの促進

| | |
|-----|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none">・ お互い支え合うという気持ちを持つ。・ 頼るべきところは気軽に頼る。・ 自分ができる範囲で地域に労力を提供する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 近所の人たちによるちょっとした気遣い、心遣いを促進する。・ とともに助け合うことを楽しむ。・ 最小限の生活の手助けは近所の人たちで実施する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 地域のコミュニティづくりを促進する。 |

◆あいさつ、声かけの促進

| | |
|-----|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 孤立しないよう、近所の人と接する。・ 進んであいさつをする。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 近所同士で、あいさつ等の声かけを積極的に行う。・ 近所の一人暮らし高齢者等には声をかけ、健康状態を確認する。・ 自主的な見守りを行う中で、必要があれば民生委員などに連絡する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none">・ あいさつ、声かけを促進する啓発を行う。 |

◆地域でともに生きる意識の共有

| | |
|-----|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分でできることは積極的に参加し、教える。 ・できないことは、誰かに頼む勇気を持つ。 ・自分が地域をリードする気概を持つ。 ・差別偏見をなくす。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・誰もがいずれ支援が必要になることを念頭に、支援が必要な人を自分事として見守る。 ・色々な人が生活するうえで、地域に足りない支援は何なのか話し合う機会を持つ。 ・地域の間人間が相談相手、話し相手になる。 ・学校等は連携しながら福祉教育を推進する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相互扶助の仕組みづくりを支援する。 ・様々な団体やその活動を、対馬市CATVや広報誌等を活用し啓発する。 ・支援を必要とする人に対する知識や理解を深めるための学習の場を拡充する。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：対馬市人権啓発活動事業／ ノーマライゼーションに関する啓発イベント</p> |

◆地域ぐるみの子育ての促進

| | |
|-----|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てで悩んだら、まず地域の経験者に相談する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・他人の子どもでも悪いことをした時は注意する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの体験学習や社会学習の場をつくり、身体で社会のルールを学習させる。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：児童健全育成事業</p> |

(3) ふれあいの場づくり

課題と取り組みの方向

協力の関係が築かれるには、まず人と人が知り合うことが必要です。また、人と人同士のふれあいは、安心感や楽しみを生み出します。

本市では過疎化が進行しており、地域内に住む人の数も減っています。また、核家族化やライフスタイルの個を重視した形への変化も進んできています。このため、ふれあうといっても、その機会自体を持ちにくくなっている状況がみられます。高齢者や障がいのある人など、日常生活の中での移動が困難な人にとっては、特にその傾向が強いといえます。

このため、気軽なふれあいや世代間交流、そのための機会・場づくりなどの取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

◆気軽なふれあいの促進

| | |
|-----|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 誰とでも気軽に接する気持ちを持つ。・ 大人が隣近所を含めて家族ぐるみの付き合いができるような関係づくりを心がける。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 地域の集会、老人会等へ積極的に誘い合う。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 班単位等、地域の近所付き合いを活発にする「ふれあいデー」等の設置を検討する。 |

◆世代間交流の創出

| | |
|-----|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 大人と子どもと一緒に活動する機会を持つ。・ 若い世代は高齢者等とのふれあいの機会を持つ。・ 家族で様々な人と会う機会をつくる。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 世代間の交流の場をつくる。・ 里帰りの時期にあわせ各地区で世代間交流イベントを実施する。・ 昔の遊び等を行うイベントを地域住民で企画する。・ 高齢者が持っている知識・技術を伝承する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 世代間交流活動を支援する。・ 子どもと地域住民の交流の機会づくりを学校と検討する。・ 中学生や高校生に乳幼児とふれあう体験を提供する。・ 1日職業体験等を企画し、子どもたちに体験させる。 |

◆地域活動等の充実

| | |
|------------|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事等に参加する。 ・親子で積極的に催し物に参加する。 ・PTAや地域の行事等に積極的に参加し、子育ての輪を広げる。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事の運営等を行う。 ・仲間に参加を呼びかける。 ・公園で子ども向けのイベント等を行い、子どもたちの仲間づくりを促進する。 ・地域行事の中に親子や異世代で交流できる機会をつくる。 ・地区集会を実施する。 ・デイサービスと地区老人会等の共催イベントの機会を増やす。 ・障がいのある人が一堂に会したイベントを開催する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種行事等への参加を呼びかける。 ・誰もが参加できるよう、スポーツ・文化大会等の見直しを行う。 ・障がいのある人及び障がい児が積極的に参加できるようなイベント、講座、余暇活動の場等新たなサービスを検討し、関係機関と連携して推進する。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：地域活動支援事業</p> |

◆地域サロンやサークルなどの活性化

| | |
|------------|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・趣味などの生きがいを見つける。 ・同じ境遇の人と知り合えるような場に出向く。 ・地域の人や同じ悩みを抱えた人たちと積極的にふれあう。 ・老人クラブ等の組織に積極的に加入・参加する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域によるまちづくりサロンの自主運営を進める。 ・子育てサークル等に育児経験者が関わっていく。 ・各地域に子育てについて自由に話し合える場所を設置する。 ・各地区でリーダーの子どもを育成し、組織化、遊びの企画、実行を図る。 ・気軽に参加でき、楽しさを感じられるスポーツの機会を増やす。 ・定期的にお互いの顔を見てふれあえる場所で、ウォーキング等簡単なスポーツを行う。 ・高齢者趣味教室を開催する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域での交流の場づくりと活動の持続のための世話役を育成する。 ・誰もが参加できるサークル等の設置を支援し、参加しやすい環境をつくる。 ・老人クラブ等の指導者の育成を図る。 |

(4) ボランティア・NPO等の福祉活動の推進

課題と取り組みの方向

住民が地域にある課題の解決に向け実際に取り組みを行おうとするとき、その意志が有効に生かされていくためには、その人たちが活動しやすい仕組みがあることが大切です。

本市には福祉に関するボランティアのグループやNPO団体が複数あります。一方で、生活上の課題に直面している当事者や支援機関からは、もう少しの地域からの手助けを期待する声もあがっています。今後このような活動に、市民がさらに気軽に参加できる仕組みづくりが期待されます。

このため、ボランティア等の育成や活性化、ネットワーク化等の取り組みを行ってまいります。

具体的な取り組み

◆ボランティア等の育成

| | |
|------------|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区集会等に積極的に参加する。 ・ 地域の障害者福祉協会、親の会、育成会などに加入する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体等を立ち上げる。 ・ ボランティアの育成を図る。 ・ 地域の高齢者等、課題を持つ人に対して支援活動を行うリーダー等を育成する。 ・ ボランティア受け入れ体制を整備する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体等の立ち上げ・育成・協力・支援を推進する。 ・ 障害者福祉協会、親の会、育成会等活動への協力並びに支援を推進する。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：NPO 設立支援事業／ボランティア育成事業</p> |

◆ボランティア等の活性化

| | |
|------------|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動へ積極的に参加する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアサービスをあっせんする仕組みをつくる。 ・ 有償のボランティアグループを育成する。 ・ 外出が必要なとき、地区住民による乗り合わせなどのあっせんを行う。 ・ ボランティアによる外出支援サービスを実施する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動を支援する。 ・ ボランティアセンターの充実を支援する。 ・ ボランティアサークル等の情報を発信するための体制づくりを検討する。 ・ 民生委員等の活動を支援する。 |

◆ボランティア等のネットワーク化

| | |
|------------|--|
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアのネットワークづくりを進める。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体への情報提供、ネットワークづくりを支援する。 |

2 自分にあった支援を受けながら暮らせる地域づくり (地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項)

(1) 相談支援体制づくり

課題と取り組みの方向

生活上の課題を抱えた人が、速やかに解決の方法を見つけるためには、相談相手がいることが重要です。

本市においても、高齢者や障がいのある人、児童等それぞれの立場の人に対応する相談窓口を設けています。また、民間の相談窓口等も設けられていますが、これらの存在は、十分に知られている状況とは言えません。そのため、自らでは解決できそうにない課題があっても、誰かに支援を求めることを思いつかずに、無理を重ねる例がみられ、十分に活用されていません。

このため、地域の実態の把握や、相談窓口の充実の取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

◆地域の実態の把握

| | |
|-----|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要なニーズの訴えを行う。 ・地区座談会等へ積極的に参加する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・近所で支援が必要な人がいたら、相談にのり相談窓口や民生委員を紹介する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民の悩みごとやサービスニーズを各関係機関が収集し共有を図る。 ・住民の意見募集アンケート等を実施し、ニーズの把握を図る。 ・相談員等の資質向上のための研修会等の開催を検討する。 ・精神障がいのある人の家族への相談支援を推進する。 |

◆相談窓口の充実

| | |
|-----|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・一人で悩まず、相談する。 ・相談窓口を確認する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域に相談員を設ける。 ・民生委員等が定期的に家庭を訪問し、適切な情報収集、相談、アドバイス等を行う。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間にも対応した相談窓口の開設を検討する。 ・「福祉なんでも電話相談」の設置を検討する。 ・障がい、子育て等特定の専門分野に対応できる人員配置を検討する。 ・移動相談窓口を設置し、巡回相談を定期的に行う。 ・福祉サービスに係る苦情及び不満に対応する第三者機関等の設置を検討する。 ・関係機関の連携を強化する。 |

(2) 情報提供体制の充実

課題と取り組みの方向

生活上で課題を抱えた人が、何らかの支援を受けるためには、地域ではどのような支援が行われているのか知る必要があります。

本市においても、介護保険制度等の全国で展開される福祉サービスのほか、市独自のサービスや、民間による支援の取り組みが様々に展開されています。ところが、アンケート調査で、それらの情報が、必ずしも全ての人に行き渡っている状況にないことがわかりました。

このため、全ての人に確実に伝わる情報提供に取り組みます。

具体的な取り組み

◆全ての人に確実に伝わる情報提供の推進

| | |
|-----|---|
| 自 助 | ・ 広報誌、回覧等をよく見る。 |
| 共 助 | ・ 情報を近所の人たちが知らせてあげるようにする。 ・ 区長、民生委員、社会福祉協議会等の活用を図る。 |
| 公 助 | ・ 子育てサービス機関の情報誌を作成するなど、情報や制度の周知徹底を図る。 ・ 対馬市 CATV を活用した情報提供を推進する。 ・ 福祉サービス等について、広報誌、対馬市 CATV、インターネット及び回覧板等でわかりやすく周知する。 ・ 高齢者及び障がいのある人等にわかりやすい情報発信に努める。 ・ 地区集会への行政情報のお知らせを行う。 ・ 回覧板や地区ごとの掲示板等を活用する。 第1次対馬市総合計画における関連主要事業：対馬市 CATV 整備事業／行政総合情報提供システム構築事業／電子自治体構築事業 |

(3) 利用者本位のサービスの充実

課題と取り組みの方向

福祉サービスは、利用者本位の考え方に立って、利用者一人ひとりの生活課題を総合的・継続的に把握し、制度やサービスの種類、実施主体の違いを超えて、対応する適切なサービスのセットが、総合的・効率的に提供され、それがスムーズに利用できるものであることが必要です。

本市は、6町合併により近年誕生した市であるという経緯や、広大な面積を有するため、サービスの提供体制にやや偏りがみられ、また、各支援機関等の連携体制が十分でない面もみられます。

このため、子ども、高齢者、障がいのある人などのそれぞれの立場に立った支援について、次世代育成支援対策行動計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画及び障害福祉計画等それぞれの個別計画を推進していくほか、制度の適切な利用の促進に取り組んでいきます。

具体的な取り組み

◆保育体制の確保

| | |
|------------|--|
| 共 助 | ・ 保育ボランティアを組織する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童保育の充実を支援する。 ・ 認定子ども園の設置を検討する。 ・ 病児・病後児保育を充実する。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：保育対策等促進事業</p> |

◆遊び場・機会の確保

| | |
|------------|---|
| 共 助 | ・ 遊び場の把握と危険な箇所の点検を行う。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の安全点検を実施し、危険箇所を改善する。 ・ 散歩、休息、自然とのふれあいが可能な大きな公園を整備する。 ・ 公園等の施設整備だけでなく、遊びに関する集い等の機会を提供する。 |

◆高齢者の自立的な生活の支援

| | |
|------------|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種サービスを積極的に利用する。 ・介護保険制度を利用する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・買い物・移動・食事等は近隣の協力によって対応する。 ・介護サービスで充足しきれない訪問・見守り体制を整える。 ・在宅福祉サービスを推進する。 ・地域に密着したサービスを充実する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の実態とニーズを把握し、必要なサービスを充実する。 (例)・訪問介護、デイサービスの充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問理美容サービスを実施する。 ・一人暮らし高齢者や高齢者世帯への配食サービスについて補助を行う。 ・介護施設の増設を検討する。 ・介護用品購入補助制度の制定、介護用品の支給を検討する。 ・在宅高齢者を介護する家族への経済的な支援を検討する。 |

◆障がいのある人の自立的な生活の支援

| | |
|------------|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護、療養介護の積極的利用を図る。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援サービスの充実を図る。 ・地域で見守り活動を行う。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人が生涯安心して暮らせる地域づくりを関係機関と連携して推進する。 ・障害者地域自立支援協議会を設置し、障がいのある人等への支援を関係機関と連携して推進する。 ・障がいのある人が入所施設から退所して居宅又は地域で暮らせる体制づくりを推進する。 ・障害福祉計画に基づき、障がい者及び障がい児施設等への支援を推進する。 |

◆制度の適切な利用・運営

| | |
|------------|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉制度を利用する際は決まりを守る。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切にサービスを提供する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知、利用者への説明を行う。 ・サービスの給付等の決定を適切に行う。 ・専門職の確保を図る。 |

(4) 利用者の権利擁護

課題と取り組みの方向

選択・契約による福祉サービス利用制度の導入は、利用者とサービス提供者が対等な立場に立つことが前提となっています。しかし、福祉サービスを必要とする人の中には、認知症や障がいなどにより、自らサービスが選択できない人もいます。

こうした人たちのサービス利用を支援する仕組みとして、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業がありますが、本市においても、これらの事業はまだあまり知られていません。

また、実際の福祉サービスの利用にあたっては、利用者は弱い立場におかれることが少なくなく、サービス提供者への苦情は表に出てきにくい傾向があります。

このため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の適切な利用促進や苦情解決をも含めた権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。

具体的な取り組み

◆成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の利用

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 自 助 | ・成年後見制度・地域福祉権利擁護事業等について理解を深める。 |
| 共 助 | ・必要とする人に成年後見制度・地域福祉権利擁護事業を紹介する。 |
| 公 助 | ・成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の普及啓発及び適切な利用の促進を図る。 |

◆権利擁護のための相談支援体制の充実

| | |
|-----|--|
| 自 助 | ・地域包括支援センター、社会福祉協議会等へ相談する。 |
| 公 助 | ・無料法律相談を実施する。 ・地域包括支援センター等における相談支援を充実する。 ・個人情報保護を徹底する。 |

3 柔軟な福祉の取り組みが行われる地域づくり

(地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項)

(1) 今ある地域資源の活用

課題と取り組みの方向

子どもは社会の未来を担う大切な存在であり、その子どもにとって、遊びは体と心の発達を促す大切なものです。地区座談会や策定委員会分科会などからは、「外で遊ぶ子どもの姿を見かけない」などと心配する声も少なからずありました。その原因としては、身近なところに安全な遊び場や、遊び相手が十分ではない状況も指摘されています。また、高齢化が進み、一人暮らしの高齢者が増える中、高齢者や障がいのある人をめぐっても、地域における居場所などを検討していく必要性がますます高まっています。

このため、遊休地・施設の活用や遊び場の創出に取り組んでいきます。

具体的な取り組み

◆遊休地・施設の活用

| | |
|-----|---|
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none">・地域で利用する施設はみんなが協力して整備する。・地区内の公民館を開放し、高齢者と子どもが交流できる遊び場とする。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none">・廃校のグラウンドを整備し、子どもたちに開放する。・学校の空き教室等を活用し、高齢者と子どものふれあいの機会を増やす。・保育園・幼稚園・学校の園庭・校庭を開放し、スポーツが楽しめるようにする。・現在ある大小の公園を今の子どもたちにあった遊び場に変えていく。 |

◆遊び場の創出

| | |
|-----|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none">・自分たちで身近な遊び場を探し、その場に応じた遊びを工夫する。・子どもたちみんなで知恵を出し合い、外でできる遊びを考える。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none">・地域住民による草刈等で子どもの遊び場をつくっていく。・子どもの遊び場として、地域の公共性が高い施設等の使用を許可してもらう。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none">・自然を利用した対馬らしさが感じられる手作り公園の整備を支援する。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：対馬市民の森（交隣の森）整備事業</p> |

(2) 誰もがいきいき活躍できる場づくり

課題と取り組みの方向

アンケート調査では、これからの対馬市について、「誰もが生きがいを持って暮らすことのできるまち」にしていきたいという人が約6割となっています。

住民が自立して暮らすということを考えると、1つの条件として、その人が持てる力を生かし、可能な範囲で「就労し、経済的に自立する」ことがあげられます。しかし、現在の社会経済環境の中では、障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭などの就労環境は大変厳しい状況にあり、意欲のある人の就労に関して、地域全体で支援していくことが求められています。

また、計画期間中には、いわゆる「団塊の世代」の大量退職が予測され、これらの人がそれまでの仕事を通じて培った能力が、例えばコミュニティビジネスの振興などの形でも地域に生かされることが期待されています。

このため、障がいのある人や高齢者の活躍の促進に向けた取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

◆障がいのある人の活躍の促進

| | |
|-----|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な就労活動に努める。 ・地域活動支援センター等の活動に積極的に参加する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人等が地域で活動しやすい体制づくりに参加する。 ・企業は障がいのある人への正しい理解を深め、雇用を進める。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人等が就労又は、社会活動へ参加できる機会の拡大を図る。 ・働く場を確保するため、企業や施設へのあっせん、紹介を行う。 ・企業へ障がいのある人の雇用に対する説明会を行う。 ・ハローワークや関係機関に働きかけ、受け入れ企業の拡大を図る。 ・障がいのある人を雇用した企業への助成金や専門員の支援を検討する。 ・市における物品・役務の調達にあたっては、福祉的就労事業所や障がい者雇用企業への優先発注を検討する。 |

◆高齢者の活躍の促進

| | |
|-----|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターへ登録する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、地域の人財として活動できる場を提供する。 ・休耕地を利用し、高齢者の仲間による野菜づくりを行う。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの広域化を検討する。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：シルバー人材センター活動推進事業</p> |

4 安心で住みよい地域づくり

(1) 防災・防犯に向けた地域連携の推進

課題と取り組みの方向

暮らしの安心を確保するためには、防災・防犯への取り組みが必要です。高齢者や障がいのある人、子どもなどは火事や洪水などの災害を察知したり、対応したりすることが難しいのが現実です。そのため、あらかじめ災害時に援護が必要な人への対応策を整えておくことが、今身近な地域に大きく期待されています。また、犯罪に対しては、地域ぐるみで取り組む姿勢が大きな抑止力になるといわれています。

このため、防災・防犯に向けた地域連携の取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

◆防災・防犯に向けた地域連携の推進

| | |
|-----|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 緊急時の連絡先を確保する。・ 災害時等のボランティアへ協力する。・ 研修会等へ積極的に参加する。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 災害時等に援助を必要とする人の把握に努める。・ 小地域での災害ボランティア等の体制をつくる。・ 消防団、災害ボランティア等のネットワークを構築する。・ 地域の防災マップを作成し、防災訓練を実施する。・ 不審者等の情報を共有する。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none">・ 災害時等に援助が必要な人を地域と協力して把握する。・ 援助体制の整備を支援する。・ 対馬市 CATV を緊急通報として活用する。・ 災害時の避難場所を指定・整備する。 |

(2) 適切に医療を受けられる地域づくり

課題と取り組みの方向

地域住民の生活上の課題を解決し、安心して住みよい地域づくりを進めていくうえでは、福祉の分野のみならず、教育や労働といった関係機関も含めた取り組みが必要です。特に、保健・医療と福祉は密接なつながりがあり、離島という本市の地域特性を背景として、アンケート調査等でもこれらの充実を求める意見が多数あがりました。

このため、適切に医療を受けられる地域づくりの取り組みを行います。

具体的な取り組み

◆適切に医療を受けられる地域づくり

| | |
|------------|--|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none"> 健康診断を受ける。 かかりつけ医の確保に努める。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none"> 医療機関などは福祉や保健との連携や医療知識の普及、健康教育の実施に努める。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> 健康診断の受診勧奨を推進する。 適正な診察を受けられる医療体制を構築する。 最新医療システムの導入を検討する。 応急手当、AED の使用法などの普及を推進する。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：医療・救急医療体制整備事業／最新医療システムの導入事業／高度、専門的医療に関する充実事業</p> |

(3) ユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくり

課題と取り組みの方向

誰もが幸せを感じられる地域を実現するには、誰もがそれぞれの能力を生かしながら、社会参加できる環境を整えることが求められます。そのためには、公共的な施設や道路、公共交通機関などが、安全で使いやすく整備されている必要があります。

本市においては、公共施設等のバリアフリー化を進めていますが、アンケート調査等からも施設等の改善を求める声は複数あがっており、優先順位を見極めながらより誰もが活動しやすい環境を整えていく必要があります。

このため、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくりに向けた取り組みを行います。

具体的な取り組み

◆ユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくり

| | |
|-----|---|
| 自 助 | <ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの理解を深める。・公共施設等のバリアフリー化を要望していく。・自宅のバリアフリー化を図る。 |
| 共 助 | <ul style="list-style-type: none">・地区内でのバリアフリー化等の必要箇所を調査し、バリアフリー化を図っていく。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none">・バリアフリー意識の醸成を図る。・公共施設の新設にあたっては、ユニバーサルデザイン化を図る。・公共施設のバリアフリー化に努め、地区のバリアフリー化を支援する。・点字ブロックの整備を充実する。・高齢者、障がいのある人等の住宅のバリアフリー化を支援する。 <p>第1次対馬市総合計画における関連主要事業：バリアフリー化推進事業</p> |

(4) 快適な住環境づくり

課題と取り組みの方向

地域が、誰にとってもいつまでも住みよい場所であるためには、活動がしやすいだけでなく、環境が美しく保たれることが必要です。そのためには、個人だけでなく、地域の全ての主体がそのことを考慮して活動をしていく必要があります。

本市は、恵まれた自然環境にあるものの、その保全の取り組みについては住民の中でも温度差があり、ゴミ等の処理については課題のある状況といえます。

このため、環境美化等の取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

◆快適な住環境づくり

| | |
|------------|---|
| 自 助 | ・美しいまちづくりの意識を持つ。 |
| 共 助 | ・地域での清掃活動を行う。 |
| 公 助 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの不法投棄の取り締まりを強化する。 第1次対馬市総合計画における関連主要事業：自然環境保全市民ボランティア育成事業／アダプトプログラムの検討／自然環境保全市民ボランティア活動支援事業／リサイクル・ゼロ・エミッション推進事業 |

第6章 計画の推進

1 計画の実施体制

本計画の実施にあたっては、幅広い地域住民の参加を図っていきます。また、各関係機関の代表者で構成する「対馬市地域福祉計画策定委員会」を具体的な推進機関とし、各主体の連携によって総合的に取り組みを行っていきます。

2 計画の点検・評価

本計画の実施状況に係る情報を、年1回以上広報誌やホームページに掲載し、市民に周知を図るとともに、市民の意見等を聴取しつつ、その後の対策や見直しに反映します。

また、本計画の進捗状況は「対馬市地域福祉計画策定委員会」が中心になって、年度ごとに各取り組みの実施状況を点検するとともに、評価・調整を行います。



資料

対馬市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日
訓令第 4 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する地域福祉の推進に関する施策の基本的な計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、対馬市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉に関する事業に従事する者
 - (3) 社会福祉団体の関係者
 - (4) 関係官公庁の職員
 - (5) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者
- (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会は、必要があると認められるときは、関係人以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 42 号）により支給する。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

対馬市地域福祉計画策定委員会委員名簿

| 番号 | 分科会 | 所属所 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|----|-----|-----------------------|--------|--------|--------------------------|
| 1 | 高齢 | 対馬市医師会 | 理事 | 主藤久次 | 学識経験者 |
| 2 | 児童 | 親愛保育園 | 園長 | 安田健之 | 社会福祉に関する事業に従事する者 |
| 3 | 児童 | 厳原南保育園 | 園長 | 素花真澄 | 同上 |
| 4 | 高齢 | 介護老人保健施設 結石山荘 | 事務長 | 篠田保 | 同上 |
| 5 | 高齢 | 特別養護老人ホーム わたづみ | 施設長 | 高邊一喜 | 同上 (任期:平成19年12月31日まで) |
| | | 特別養護老人ホーム ひとつばたご | 施設長 | 古藤只充 | 同上 (任期:平成20年1月1日から) |
| 6 | 障がい | 対馬学園 | 施設長 | 阿比留美智代 | 同上 |
| 7 | 障がい | 杉の木ホーム | 施設長 | 須賀博司 | 同上 |
| 8 | 高齢 | 対馬市社会福祉協議会 | 事務局長 | 中島秀隆 | 社会福祉団体の関係者 |
| 9 | 児童 | 対馬市民生委員児童委員協 議会連合会 | 会長 | 岡野利雄 | 同上 |
| 10 | 児童 | 対馬市青少年健全育成連絡 協議会 | 会長 | 小川一成 | 同上 |
| 11 | 高齢 | 対馬市老人クラブ連合会 | 会長 | 吉村正孝 | 同上 |
| 12 | 障がい | 精神障害者家族会 対馬ひまわり会 | 会長 | 山口時男 | 同上 |
| 13 | 障がい | 対馬市身体障害者福祉協会 連合会 | 会長 | 扇良富 | 同上 |
| 14 | 障がい | 対馬市手をつなぐ育成会 | 会長 | 三原叶也 | 同上 |
| 15 | 児童 | 対馬市母子寡婦福祉連合会 | 会長 | 栗山奉子 | 同上 |
| 16 | 高齢 | 対馬保健所 | 地域保健課長 | 松川力 | 関係官公庁の職員 |
| 17 | 障がい | 対馬公共職業安定所 | 所長 | 泉哲雄 | 同上 |
| 18 | 児童 | 対馬市教育委員会 | 教育部長 | 日高一夫 | 同上 |
| 19 | 児童 | | | 村井成枝 | 公募委員 |

対馬市地域福祉計画庁内プロジェクト会議委員名簿

| 番号 | 分科会 | 所属 | 役職 | 氏名 |
|----|-----|--------------|------|--------|
| 1 | 高齢 | 総務部総務課 | 課長補佐 | 武末 祥人 |
| 2 | 児童 | 政策部政策企画課 | 課長補佐 | 豊田 充 |
| 3 | 障がい | 市民生活部廃棄物対策課 | 課長補佐 | 河野 繁和 |
| 4 | 児童 | 保健部健康推進課 | 主事 | 原田 卓弥 |
| 5 | 高齢 | 保健部保険課 | 課長補佐 | 小島 勝也 |
| 6 | 高齢 | 保健部南福祉保健センター | 課長補佐 | 原田 賢 |
| 7 | 児童 | 保健部北福祉保健センター | 課長補佐 | 竹森 健一郎 |
| 8 | 障がい | 観光商工部商工課 | 課長補佐 | 阿比留 裕史 |
| 9 | 児童 | 農林水産部水産振興課 | 主事 | 杉村 修一 |
| 10 | 障がい | 建設部建設課 | 係長 | 佐々木 雅仁 |
| 11 | 高齢 | 上対馬支所住民生活課 | 係長 | 阿比留 裕 |
| 12 | 児童 | 峰支所住民生活課 | 課長補佐 | 森山 忠昭 |
| 13 | 障がい | 美津島支所住民生活課 | 課長補佐 | 田中 紀幸 |
| 14 | 高齢 | 消防署豊玉出張所 | 係長 | 多田 國利 |
| 15 | 児童 | 教育委員会総務課 | 係長 | 八島 誠治 |
| 16 | 高齢 | 教育委員会生涯学習課 | 係長 | 扇 博祝 |
| 17 | 障がい | 社会福祉協議会 | 係長 | 龍井 久美 |
| 18 | 障がい | 福祉部保護課 | 係長 | 吉田 計士 |
| 19 | 障がい | 福祉部福祉課 | 係長 | 乙成 一也 |
| 20 | 児童 | 福祉部福祉課 | 課長補佐 | 松本 政美 |
| 21 | 高齢 | 福祉部福祉課 | 課長補佐 | 多田 満國 |

用語解説

| 50音 | 用語 | 解説 |
|-----|--------------------|---|
| ア行 | アダプトプログラム | アダプト（ADOPT）とは英語で「養子にする」の意味。一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援するもの。 |
| | NPO(特定非営利活動法人) | 市民や民間の支援により社会的な公益活動を行う組織・団体。Non Profit Organization の略。 |
| カ行 | 高齢者虐待防止ネットワーク | 市が実施主体となり、医療、保健、介護保険事業所、司法等の機関で構成し、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援を協議する機関。 |
| | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | 「高齢者保健福祉計画」は市が定める計画で、高齢化社会に対応するための地域の高齢者保健福祉施策の総合的な計画。「介護保険事業計画」は介護保険法に基づき保険者である市が定める計画で、介護サービスの年度ごとの予測見込み量や、サービスの基盤整備などについて定めるもの。 |
| | コミュニティ | 同じ地域に居住して利害をともにし、深く結びついている社会。地方自治体、地域、地域を越えた共同体などであるが、地域住民の相互性を強調している場合には、区別して「地域コミュニティ」という。 |
| | コミュニティビジネス | 地域の住民が主体となり、地域の資源を活用して、地域の抱える課題をビジネスの手法で解決し、コミュニティの再生を通じて、その活動で得た利益を地域に還元すること。 |
| サ行 | 次世代育成支援対策行動計画 | 市が定める計画で、少子化の流れを変えるために、子どもが健やかに生まれ、子どもを産み育てやすい社会環境の整備をめざし施策の基本的方向を示すとともに、子育て支援、保育対策等の整備目標を設定した計画。 |
| | 主体 | この計画においては、「アクター」（＝ある事柄、物に能動的に働きかける能力を持つもの）の意味。行動主体。活動主体。 |
| | 障害者地域自立支援協議会 | 市町村が実施主体になり、地域の福祉、教育、労働等々の関係機関を集め、地域における障がい福祉の課題や困難事例への対応、福祉計画の進捗状況等について協議したり、相談支援状況のチェック等を行う機関。障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つ。 |
| | 障害者福祉計画・障害福祉計画 | 市が定める計画で、「障害者福祉計画」は障がいのある人が住み慣れた地域で、障がいのない人と同じように安心して生活できる環境の実現をめざし、障がい者施策を総合的に推進することを目的とする。「障害福祉計画」は、障がいのある人の自立を支援するために、障害福祉サービスの見込み量等を設定した計画。 |
| | シルバー人材センター | 就労意欲のある高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業の機会等を確保・提供することで、その能力が積極的に活用されるようにし、これにより高齢者の福祉を増進することを目的として設立される法人。 |

| 50音 | 用語 | 解説 |
|-----|--------------|--|
| サ行 | 成年後見制度 | 判断能力の不十分な成年者を保護するため、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。申し立ては、家庭裁判所に行う。 |
| | ゼロ・エミッション | 環境を汚染することのない生産工程を用いたり、異業種産業（企業）の連携によって廃棄物の再利用をしたりすることで、社会全体で廃棄物排出ゼロのシステムを構築すること、また構築するようにめざすこと。 |
| タ行 | 地域活動支援センター | 障がいのある人等を対象として、通所により、創作的活動または生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進したりする施設。 |
| | 地域福祉権利擁護事業 | 社会福祉協議会が実施する事業。判断能力に不安のある人の、個人の尊厳と利用者自身の意思決定を尊重し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を援助することで、誰もが地域で安心して暮らしていける福祉のまちづくりをめざすための事業。 |
| | 対馬市CATV | 平成22年4月開局予定のケーブルテレビ局。情報伝達量が多くて速い光ファイバーケーブルで、市内の世帯を接続しネットワークを形成する。 |
| ナ行 | 認定こども園 | 保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。都道府県知事が条例に基づき認定し、親が働いている、いないに関わらず利用できる施設。 |
| | ノーマライゼーション | 障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方をいう。 |
| ハ行 | パブリックコメント | 意見公募手続。公的な機関が、規則あるいは命令などを制定しようとするとき、広く公に意見・情報・改善策等を求める手続き。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることでよりよい行政をめざすもの。 |
| | バリアフリー | 障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。 |
| マ行 | まちづくりサロン | コミュニティが主体的にまちづくり活動を行ううえで、その活動の拠点となる事務空間・施設。 |
| ヤ行 | ユニバーサルデザイン | 文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。 |
| | 要保護児童対策地域協議会 | 市が実施主体となり、教育・医療・司法等の機関で構成し、虐待を受ける児童、不登校や非行など問題行動を有する児童の早期発見及び保護並びにその児童や家族への支援の協議等を行う機関。児童福祉法に基づく。 |

対馬市地域福祉計画

発行年月 平成 20 年 3 月

発 行 〒817-1201 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地
対馬市福祉事務所（福祉部福祉課）

電話:0920-58-2294 ファックス:0920-58-2551

策定協力 (株)ジャパンインターナショナル総合研究所

